

第八十四回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第十一号

昭和五十三年三月八日(水曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 大村 襄治君

理事 小泉純一郎君 理事 野田 毅君

理事 保岡 興治君 理事 綿貫 民輔君

理事 佐藤 観樹君 理事 塚田 庄平君

理事 坂口 力君 理事 永末 英一君

愛知 和男君 池田 行彦君

宇野 宗佑君 小淵 惠三君

大石 千八君 後藤田正晴君

佐野 嘉吉君 坂本三十次君

林 大幹君 原田 憲君

本名 武君 村上 茂利君

森 美秀君 山崎武三郎君

山中 貞則君 伊藤 茂君

川口 大助君 平林 剛君

山田 耻目君 貝沼 次郎君

宮地 正介君 高橋 高望君

荒木 宏君 永原 稔君

出席國務大臣

大蔵 大臣 村山 達雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 稲村 利幸君

大蔵大臣官房審議官 米里 恕君

大蔵省主計局次長 山口 光秀君

大蔵省主税局長 大倉 眞隆君

大蔵省理財局次長 川崎 昭典君

国税庁直税部長 水口 昭君

国税庁徴収部長 西野 襄一君

委員外の出席者

科学技術庁原子力局核燃料課長 田中 久泰君

科学技術庁原子力安全局原子炉規制課長 早川 正彦君

厚生省医務局看護課長 都築 公君

農林省構造改善局長 若林 正俊君

農林省農政課長 小倉 武一君

参考人 (税制調査会会長) 中村 自明君

参考人 (税理士) 井手 文雄君

参考人 (日本大学経済学部教授) 肥後 和夫君

参考人 (成蹊大学経済学部教授) 大山 明雄君

参考人 (谷山税制研究所主任研究員) 小山 敬次郎君

参考人 (経済団体連合会理財部次長) 葉林 勇樹君

大蔵委員会調査室長

委員の異動

三月八日

辞任 三原 朝雄君

高橋 高望君

同日 高橋 高望君

同日 吉田 之久君

同日 吉田 之久君

同日 補欠選任 高橋高望君

同日 補欠選任 高橋高望君

同日 補欠選任 高橋高望君

同日 補欠選任 高橋高望君

同日 補欠選任 高橋高望君

同日 補欠選任 高橋高望君

同日 補欠選任 高橋高望君

同日 補欠選任 高橋高望君

同日 補欠選任 高橋高望君

山喜一君外九名提出、第八十回国会衆議院第一四号)は委員会の許可を得て撤回された。

本日(の)の会議に付した案件

租税特別措置法及び国稅取納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆議院第一四号)

の撤回許可に関する件

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○大村委員長 これより会議を開きます。

租税特別措置法及び国稅取納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

ただいまより、本案について参考人から意見を聴取することいたします。

本日御出席をいただきました参考人は、税制調査会会長小倉武一君、税理士中村自明君、日本大学経済学部教授井手文雄君、成蹊大学経済学部教授肥後和夫君、谷山税制研究所主任研究員大山明雄君、経済団体連合会理財部次長小山敬次郎君の各位であります。

この際、参考人に一言申し上げます。

参考人各位には、御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、目下、租税特別措置法及び国稅取納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を審査いたしておりますが、本案

につきまして、参考人各位のそれぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いいたします。

なお、御意見は十分程度にお取りまとめをいただき、その後、委員からの質疑にお答え願うことにしたいと存じます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず最初に、小倉参考人からお願ひ申し上げます。

○小倉参考人 私、小倉でございます。

せっかく参考人としてお呼びいただいたのでございませうけれども、御参考になるようなことを申し上げられるほど勉強もしておりませんので、はなはだ申しわけなく存じます。

税制調査会の会長ということでお呼びいただいたわけでございますので、昨年の九月でございましたか、当大蔵委員会に参考人として出席いたしました後の税制調査会の経過を簡単に触れさせていただきます。御参考に供したいと思っております。

と申しましたが、もうすでに御承知になっていることばかりかと思いますが、昨年の十月四日にいわゆる中期税制のあり方についての答申をいたしました。この答申の中で、税制のあり方についての基本的な考え方、それからまた現存の税制については是正すべき点、特に増税ということを頭に置いてどういふことが考えられるのかというようなことを検討し、その上に今後の税制のあり方について答えを出す、提言をする、こういった仕組みになっております。

検討の基本的な考え方といたしましては、何といたしまして、社会福祉の増進その他の公共サービスの確保を図る必要がありますが、同時にまた、たぐさんの公債を出さなければならぬというふうな財政の現状を踏まえて、できるだけ早い機会に多額の公債の依存から脱却したい、それ

によって国民生活の安定と国民経済の健全な発展を図るといふことに視点を置いてまいりたい、このういつたようなことを考えたわけでございます。その際、どうしても一般に国民の負担をお願いしなければならぬのではなからうか、こういうような考え方をいたしたわけでありませう。

既存の税目なりあるいは考えられる新しい税目についての検討でございますが、その主なるものについて申しますと、所得税、法人税あるいは現存のものもろの租税特別措置について検討を加えた次第であります、その各項目についてどういふ検討をしたかも引き続き税制のあり方の答申に触れておるところであります。

そこで、最後の提言でございますが、この委員会でも御審議になっております租税特別措置についての項目が第一に来るわけでございます。これは従前、税制調査会としては、整理合理化をするという基本的な方針でまいつておったわけでありませうけれども、昨今の財政状況を見ると、一方において増税といふことをどうしても近い将来に国民一般にお願いしなければならぬのではなからうかといふようなことを考えますと、従前以上に租税特別措置についての検討を加える、あるいはいわゆる不公平税制の是正を図る必要があらうかといふ趣旨に相なつておるわけでありませう。

から、既存の税目につきましても、法人税なりあるいは間接税につきましても若干の増税の余地があるのではなからうかといふようなこととございませうが、大幅の赤字公債といふようなことを考えますと、既存の税制の中で増税をお願いするといふことではどうも間尺に合わないのではなからうか。

そこで考えられるのは、所得税を一般的に増税する、あるいは一般的な消費税をお願いするといふようなこととなるのではなからうか。そこで、所得税の一般的な増税と、消費税、これは新しい税目になるかと思ひますが、そういうものを創設するといふことを彼此勘案して、どちらがいいのだらうかといふこととございませうが、筋としては、

所得税でお願いするのが本当は筋なんだらう。ところが、国民感情と申しますか、あるいは国会での御議論等々から見ますと、どうも一般の所得税の増税をお願いするのは無理なような感じがする。そこで、この際は一般的な消費税の創設といひませうが、消費税で増税をお願いするといふことになるのではなからうかといふようなことに相なつた次第であります。

そこで、一般的な消費税の創設といひませうが、消費税の増収を図るといふ意味においては新しい税制のあり方といたしまして、ごく粗筋の検討はいたしたわけでございますけれども、何しろまだ新しい税目でございますし、過去においては付加価値税といふようなことについて検討をいたしたけれども、これについてはある程度御批判なりのを踏まえて一般的消費税を考えると、どういふかっこうになるのだらうかといふことについてのごく粗筋を中期答申では示しておるわけでございます。

そこで、今後の問題といたしまして、税制調査会では、できるだけ早い機会にもう少し一般的な消費税の具体的なあり方についての、スケルトンと申しますか、細目と申しますか、具体案をつくつて、その上で、一般の御批判を得てさらに練り上げるといふような段取りが必要ではないか、こういうようなことを考えたわけでありませう。

引き続きまして、五十三年度の税制改正の問題に及んだわけでございますが、景況も必ずしも思わしい足取りで回復するといふわけにもまいりませんで、一方においては内需の拡大を考へる、他方においては財政の節度といふことをわきまえて考へるという二つの観点から、五十三年度の税制のあり方を考へたわけでありませう、その結果、五十三年度から一般的消費税を導入するといふことは、時間的に余裕がないし、いま申しましたような状況から適切でもない、こういうことになつたわけでありませう。

もう一つは、所得税の問題でございますが、所得税の減税については、ある程度減税すべきであるといふ御意見と、さらに、景況あるいは個人消費の拡大によって景況の好転を図るといふ意味において多額の減税を図るべきだ、こういう意見が税制調査会内部でもございまして、いろいろ討議を重ねた結果、大方の意見としましては、こういう財政の事情でございませうので、この際は所得税減税といふのは見送つたらどうか、こういうのが大方の御意見であつたわけでありませう。

次は、租税特別措置でございますが、これは年々企業関係についての特別措置を中心にして漸次整理してまいつたのでありますが、先ほど申しましたように、これについてさらに合理化を図つていく、租税負担の公平をそれによって図る必要があらうかといふことと考へたわけでありませう。

なお、特別措置の問題のほかに、こういう財政が苦しいときに一般的に考へる場合に、お酒に關する税金であるとか、石油ないしガソリンに關する税金であるとかいふようなことについては、ある程度税金をお願いしてもいいのではなからうかといふようなことと、酒税について二割四分何厘かの増税をお願いしたらどうか、石油税といふ新税を創設して若干の税金をお願いしたらどうかといふようなことを考へ、なお、特別措置にも關連しますが、景況の回復といふようなことも相まします、他方、企業関係の特別措置も整理するといふこともあわせて考へて、投資促進のための税制を新しく特別措置として設ける、あるいは住宅建設を促進するといふ意味におきまして住宅取得の控除を考へるといふようなこと、さらにはタックスヘイブンについての税制を整備する、こういったような措置を講ずることとしたらどうかといふのが大体の考へ方でありませう。政府で国会に提案されている五十三年度の関係法案も、おおよそただいま申しましたような趣旨に沿つて提案されているといふふうに私もは理解しておる次第であります。

なお、社会保険診療報酬の課税特別措置につきまして、これも御承知のとおり、かねて税制調査

会ではその是正方の必要をうたつてまいつたわけでありませうが、なおこれが見送りにどうもなつておるといふようなことになつておりましたのは、大変残念でございますが、聞くところによりませうと、この特別措置は五十三年度限りとして、その間に対策といひませうが、必要な措置をとる、諸般の施策を講ずるといふことで、五十三年度限りでこの特別措置をやめるといふ趣旨の法案が今国会に提出されるやに聞いております。そういうことになれば、かねて税制調査会の政府に対して申し上げている趣旨に沿つて前進をして、近づいていただけるといふような気がいたしております。

なお、最後にちよつと申し上げますと、今後の税制調査会のあり方といひませうか、進め方でございますが、これは一つには、政府の考へ方もございませうが、税制調査会だけでどうするといふわけにもまいりませうけれども、中期税制のあり方についての答申に引き続きまして、その後の経済状況、財政の状況等も踏まえ、できるだけ早い機会に中期的な税制のあり方についての具体案を得ておくといふことが必要ではないかといふような気がいたしております。今国会における当委員会等におきまして税制についてのいろいろの御高見、これからのいろいろな機会に拝聴し、あるいは知ることができると思ひますが、そういうことを踏まえまして、できるだけ早い機会に発足する必要があるのではないかと、いふふうにひそかに私は考へておるところでございます。

だんだんと経済の状況、むずかしいようなことになつておりました、その際の税制のあり方をどうするかといふことも、中期税制のあり方を答申しましたとき以上にむずかしいいろいろの考へを要する事項が出てまいつておるようと思ひませうが、それだけに、従来よりは少し早目に再来年度も含めましての今後の税制のあり方の検討が必要ではないかといふふうに存じておる次第でございます。

○大村委員長 ありがとうございます。次に、中村参考人をお願いいたします。

○中村参考人 私は、税務行政の末端において、納税者の代理としての税理士という仕事を行っておる者でございます。と同時に、税制の民主化と税務行政執行の民主化のために運動を続けている大阪專業税理士協会の会長を務めております。御存じの方もおられるか知りませんが、「專業税理士界」という機関紙の発行責任者でもあります。

本日、ここに租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案についての意見を述べべる機会を与えられましたことを感謝いたします。

租税特別措置法は、シャープ勧告に基づくわが国の所得税、法人税の基本理念である負担公平の原則を破壊した歴史であります。

国家の社会政策、経済政策の一環として租税政策は利用されたわけであります。確かに、太平洋戦争後の破壊され尽くした企業活動を蘇生せしめるためには必要であったかも知れませんが、わが国の経済力が世界第二とか言われる経済力を持ち得たのは、負担の公平を犠牲にした租税政策のためのものであるかも知れません。

負担の公平を犠牲にした租税特別措置法の使命は、昭和四十四年に終了しております。しかるに、政府の怠慢によって今日まで放置した結果が、現在の構造的不況となっております。

租税特別措置は、税制を通じて行われる補助金政策であります。

財政民主主義の原則は、憲法八十三條において、「國の財政を處理する権限は、國會の議決に基いて、これを行使しなければならない」と規定されています。すなわち、国会中心財政の基本原則が定められております。大蔵省中心、国税庁中心の財政処理は一切許されないうことになっております。

さきの国会で予算が修正されました。政府あるいは自民党の中には、国会の予算修正は認められないというような意見があったように新聞で見ましたが、憲法八十三條によれば、国会は当然修正権があると思えます。憲法八十五條には、国費を支出するには一國會の議決に基くことを必要とす

る」と規定されています。國費の支出に対する國會の統制は、法律に基づくと同時に、別に支出に關する國會の承認を要するものとなっております。租税特別措置による減収税額は、大蔵省資料によりますと、昭和五十三年で四十七億九千九百九十九億円となっております。さきに述べました理由に基づけば、国会議員の皆様の承認を得ざる不当支出が四千七百九十億円になっていくことになるのであります。われわれの研究によれば、昭和五十三年度四千七百九十億円という数字は事実より著しく低いように思われます。

日本国憲法は、衆議院の先議権及びその議決権の優越性を規定しているのであります。財政に關する国会中心主義の原則において、憲法八十五條に、「國が債務を負担するには、國會の議決に基づくことを必要とする」と規定されています。数千億円が数兆円が不確定な補助金が國會の承認もなく支出されていることは、財政公開の原則にも反すると言えましよう。

このように申し上げますのは、租税特別措置は、社会政策及び経済政策の便法として、租税基本税法である他の税法の負担公平の原則を歪曲し、隠れた補助金、助成金の性格を持っているからであります。

所得税、法人税等の基本税法自体の中にも特別措置は少なくありません。租税特別措置法は、国税に關するものであり、地方税に關するものは含んでいませんが、国税の特別措置が自動的に地方税に波及する減収効果も大きいことは御理解ください。

租税特別措置法は、大企業、大資産家優遇の実態を持っています。国税の特別措置のうち、貯蓄の奨励政策として次のようなものがあります。利子所得の分離課税（措置法三条）、少額国債利子の非課税（措置法四條）、納税準備金利子の非課税（措置法五條）、非居住者等の受ける戦前外貨債利子の非課税（措置法六條）、それから、民間外貨債利子の非課税（措置法七條）、特殊の外貨借入金等の利子の非課税（措置法七條の二）、証券投資信託

の収益の分配に係る配当所得の源泉分離課税（措置法八條の二）、株式等に係る配当所得の源泉分離課税（措置法八條の四）、それから、確定申告を要しない配当所得（措置法八條の五）。利子所得、配当所得の優遇政策は、金融機関、大企業の資金調達便法として意義があります。現在の不況下において、貯蓄より消費を喚起すべき政策を必要とされています。今回の予算編成においても政府は、減税よりも公共投資によって景気を回復すべきだと主張されています。となりますと、さきに述べました利子所得、配当所得の優遇政策は当然廃止されなければなりません。

所得税法第十条にありまして少額預金の利子所得等の非課税に關して考えてみます。郵政省の定額貯金残高は三十兆円と聞いています。国民一人当たり三百万円が限度とされていますから、ちょうど全国民一人当たり三百万円の郵便定額貯金を所有していることになりまう。皆さんの知り合ひの中でこのような家庭ばかりでしょうか。標準家庭が四人の家族を有するとしてみると、みんな一家庭千二百万円の預金があることになりまう。このように平均的に財産を所有されていますと、住宅ローンの償ひも、サラリーマンローンの苦しみもあるはずがありません。

大部分の国民にこのような余裕があるはずはありまう。しかし、現実にはこのような計算が成り立ちまう。この計算を成立させているのは、資産家が名義を分散して利用しているからでありまう。もともと貧乏人は利子所得や配当所得の非課税措置を利用することは少ないし、これに伴う利益も少額であります。この特別な措置によって最大の利益を得るのは大資産家でありまう。定額貯金の三十兆円のうち二分の一が不法な預金と考へますと、十五兆円の五・五％の利率で八千二百五十億円の課税所得が漏れておるわけでありまう。

租税特別措置法第八條の五は「確定申告を要しない配当所得」として、一銘柄十万円以下の配当金は確定申告をしなくても源泉徴収額二〇％で納税を終了します。証券取引所に上場されています

株式銘柄は千四百余あります。欠損会社数は二百八十社、差し引きしますと千社社は配当しておりまうので、配当金十兆円以下になるように株式を購入すれば、一億円近い所得を課税外にすることができまう。

これらの立法趣旨は、低所得者層に対する税の軽減をねらったのでありまうが、利用し、恩恵を享受しているのは高所得者であります。いままで所得税を例に取り上げて申し上げましたが、法人税法におきましても、規定としては中小会社も含めた規定、あるいは中小会社向けの規定がありますが、大部分は大会社が利用しているわけでありまう。今回の不況で悩む中小会社では、税対策どころか、存亡をかけて努力している状況です。

大蔵省資料によりますと、各種引当金等の一億円未満の法人の利用割合は、貸倒引当金については約二八％、退職給付引当金は約一六％、賞与引当金は二六％、製品保証引当金は九％、価格変動準備金は三六％、海外市場開拓準備金残高は三・七％、公害防止準備金は六％、探鉱準備金は二八％、特別及び割増償却実施額は四一％、技術等海外所得の特別控除は一・三％、増加試験研究費の税額控除は六％となっております。法人数で言えば九九％の中小法人の享受している割合であります。

今回の租税特別措置法改正案が、税負担公平確保の見地から十一の項目が廃止されることは結構なことでありまうが、巷間最も非難の高い第二十六條、社会保険診療報酬の所得計算の特例を初め、最も重大な不公平な条項が残されたことは残念であります。

電源開発株式会社等の増資登記に対する軽減法のようなものは、縮減というより廃止すべきであると思ひます。増資登記の費用を負担する能力がないとは考へられまうせん。

住宅対策として住宅取得控除が拡大されますが、政策としては邪道であります。高度成長時代では、二、三年援助をすれば、その後はインフレ利益でカバーできましたが、今後は税金でカバー

するのではなく、住宅ローンの金利政策を考へるべきであります。住宅ローンの金利は、市場金利に比較して高過ぎるように思ひます。金融機関は十分な担保を取り、保険を掛けた上に高金利となつています。住宅政策、土地政策を税の面で取り扱ふべきではありません。

投資促進税制は景気刺激政策としては疑問に思ひます。

利子所得、配当所得の分離課税撤廃を要求することに對して大蔵省は、これらの資料を収集するのに多大の人員、費用を必要とする説明しますが、しかし、これは全くうそであります。現行主要税法は申告納税制度を採用して、納税者国民がみずから税額を算定し、納付することによつて納税義務を完了するのであります。したがつて、利子配当所得に対する課税が税務職員が増加を必要としないのであります。

私は税理士であります。税理士は、納税者の租税上の権利義務を代理することを職業としてゐるものであります。われわれは、所得税、法人税の確定申告を、納税者の義務ではなく権利と考えております。税法は国民の権利を規定したものと考へております。

シャウブ勧告は、納税者を代理する専門家と題して、次のように勧告してゐます。

能率的な租税制度は、税務当局に對して納税者を代理する資格のある専門家の存在を必要とする。このような代理は、個人納税者に、その個々の事件において、税務行政上の誤謬に對し必要な保護を与えるものである。加へるに、この専門家は、行政制度に對して見識のある批判を加へる能力があるから、このような制度は、行政事務全般にわたる牽制として役立つのである。その結果、行政効率を増進させ、決定を一層公正ならしめるために、絶えず必要な刺激が与えられることになる。着々と納税者の代理者の数が増し、その素質が向上するといふことは、日本における税務行政の成功に對しては、きわめて重要なことである。

税理士会は、国民のためになる税理士制度を確立するため、数年にわたる研究の結果、税理士法改正に關する基本要綱を作成しました。この問題を要約して、皆さんのところへ税理士法改正要望書なるものをお渡ししてゐるはずであります。

ところが税務当局は、特に現在大蔵省証券局長をやつてゐる山内宏という男が大阪国税局長時代に、大阪合同税理士会の役員選挙に猛烈な介入を行い、昨年の日本税理士会会長選挙には主税局参事官の地位によつて介入して、現山本義雄日税連執行部が誕生してゐます。一部の悪質な税理士と大部分の気の弱い税理士によつて支持されたものであります。ところが、この一部の悪い執行部と国税当局が野合して、秘密裏に税理士法を改正して、税理士を税務行政の下請機関化しようとしてゐます。

このような骨のない税理士ができませんと、納税者が困ります。国会の皆さんがどんなに租税法をりつぱにつくつても、末端において歪曲されては何にもなりません。不公平が助長されます。

税理士は、納税者国民のための制度でなくてはなりません。税務署のための制度であつてはなりません。

時間が制約されてゐますので、以上で陳情を終わります。

○大村委員長 ありがとうございます。

次に、井手参考人をお願いいたします。

○井手参考人 御紹介にあずかりました井手でございませう。この租税特別措置でございませうが、企業関係の租税特別措置が相当ございませうが、これがいわゆる租税の不公正の大きな原因である、こういうふうにかねて指摘されておりました、われわれも早急にその整理合理化を主張してまいつたわけでございませう。政府当局あるいは大蔵省におかれましては、一昨年あたりからかなり精力的に整理に努力をされて、また今度、五十三年度におきまして十一項目の廃止、あるいは二十六項目ぐらゐですかの縮減というふうなことを御計画になつておりました。これは私といたしましては、まことに結構なこととございませう。御努力に對して高く評価したいと存じます。あと数十項目が残存いたしておりますけれども、これは今後早急に手をつけられるようにお願いいたします。

ただ、先ほどからも御指摘になっておりますように、所得税関係の利子配当所得の源泉分離選択課税制度が手つかずになっておるといふことは、まことに遺憾でございませう。この制度もすでに使命は終わった。それにまた、今日は消費需要の喚起ということが重要になっておるときに、貯蓄増強を目的とするこの制度は時代にマッチしない、こういうふうな思ひますので、使命を終わりに、また時代に適合しない、しかも税制の不公正といふところから指摘されておりましたので、これはぜひひとつ廃止していただきたいと存じております。

それから、これもまた先ほどから御指摘になっておりますが、医師所得の優遇、いわゆる社会保険診療報酬の優遇制度でございませうけれども、これも来年度、五十四年度はぜひひとつ廃止していただきたいと存じます。ある調査によれば、医師所得の必要経費は平均いたしまして五二%ということになっておる。七二%といひますと二〇%ほど優遇されておることになっております。しかもその五二%というのは平均でありまして、医師間によつて相当の開きがあるわけでございませう。ですから、一律に七二%にしておくことは医師間において非常に不公平にもなつております。一律にしておくことがかえつて不公平なわけですから、一般の医師以外の者との間における不公平と同時に、医師間内部においても不公平だと思ひます。ですから、実情に即して医師所得の必要経費を確認されて、そしてそれを控除する、こういうふうな状態に即した制度に直す方が医師間においても公平ではないか、私はそう存じております。これもお願いいたします。

次に、租税特別措置といふのは、私は必ずしも絶対に反対するといふわけじゃなくて、すでに従

来の特別措置が使命を終わつてゐるのだから、それを整理してもらいたい。これからは新しい時世の要求によりまして政策上どうしても必要だといふ特別措置があるならば、それをやるべきだ。ただ、著しく税負担の不公平を来すようなことはいけないわけですから、それを勘案しながら、必ずしも否定するものではない。しかもその特別措置の内容が、いまからの福祉国家が要求する福祉行政、福祉政策と内容的にマッチした特別措置であるならば、これは非常に望ましいとも言えるわけですから、それから、特別措置といふものを、整理の方向に向かいながら中身を變えて、新しいものを必要最小限度設ける、こういう基本方針が望ましい、私はそういうふうな思つております。

それから、税制の公平、不公平でございませう。特別措置が不公平だといふわけは、これは先ほど御指摘になつたと思ひますけれども、たとえばいろいろの引当金制度、これは本法法人税法にも規定されておりました、企業会計上も負債性であるといふことになっておりましたけれども、現実にはたとへば退職金引当金のように、ある大企業におきましては、その計上額の利用額の割合は七、八%にすぎない。といふことは、これは明らかに優遇措置になつておりました。ですから、特別措置の枠を超えて、そういう引当金制度の問題等々広く法人課税の合理化といふことを検討する、商法あるいは企業会計原則と税法との関連に對して考へていく、こういうことが必要だと思ひます。

これは非常に厄介でございませう。よく言われるように、法人における受取配当益金不参入というのは不公平だ。しかしながら、法人擬制説という立場から言へば、これは不公平でもなんでもないわけだ。当然のことなんだ。しかし、現実には不公平感にぬぐい切れないとなれば、このところは非常に厄介な問題だけれども、やはり各界の専門家を集めて少し検討していただくといふことですね。租税特別措置だけでなしに、全般的に税制、

法人税と所得税との合理化というものを、めんどりで厄介だけれども、もう一遍洗い直していただく時期に参つておるのではないかと私は存じます。

住宅ローン減税でございませうけれども、先ほど申しましたように、新しい要求にマッチした、またその中身が福祉的な政策とマッチしておれば、租税特別措置に必ずしも反対しないわけではございまして、住宅ローン減税も、そういう意味においては私は基本的に賛成でございませう。

ただ、そういうことでありませうけれども、効果について言われますと、よく言われますように、実質的な可処分所得が非常に伸びないという状況のもとにおいて、果たしてこの住宅ローン減税が住宅建設に対する意欲をどれだけ喚起をし、どれだけ住宅政策あるいは景気回復政策に寄与するかということになりますと、その点ちょっと疑問でございませう。しかし私は、景気政策にしましても、公共事業でありませうけれども、いろいろ多様な政策が必要でありませうからして、こういう住宅ローン減税をやるといふ面からの景気刺激政策、特に福祉政策とマッチしているのですからして、こういうようなものはやるべきではないかと存じます。

ただ、内容について申しますと、最高二千万円くらい借金可能な人が、限度額が三万円プラスして六万円になるのですね。ですから、そういう相当高額の借金能力を持った、そうしてマイホームを建設する能力をたえ借金にしろ持った者の優遇だということが一つ問題なわけなすね。

今度の予算を見ますと、たとえば住宅金融公庫の個人住宅向け融資に対する貸付限度額を引き上げるとか、償還期間の延長あるいは元金の据え置き、そういうようなことも加わっております。住宅政策に意を用いられていることはわかりますが、その住宅政策というのは、民間における住宅の建設あるいは取得を可能ならしめるような方向に向いているわけですね。つまり、国民経済を公共部門と民間部門に分けますと、公共部門、パブリック

クセクターでは、道路とか公園とか公共財が生産される。民間部門では、こういう洋服とかパンのような民間財が生産されるわけですね。家というのは本来民間財なんです。民間部門で供給されるわけなんです。それで、五十三年度の予算案を拜見しますと、住宅金融公庫の問題にしましても、また住宅ローンの問題にしましても、民間部門における民間財、プライベートグッズとしての住宅、家をいかにうまく建設させるかという誘導的な政策であり、それはそれなりで一応評価できるのだけれども、しかしそれだけでは、いま言ったように土地を買い金もない、借金をする能力もないという人たちが、いわば低所得層の人たちに住宅を供給するということをはみ出ているわけですね。そうすると、市場経済というか、民間部門における低所得層における住宅の供給ということになると、ちょっとこういう借金をして家を建てる人たちが優遇する制度だけでは非常に片手落ちである、福祉政策としても片手落ちである。

とすればどうするかという、住宅の一部を公共財としまして、国が公共財として低利に供給するので、そうして貸し付けるとか、簡単に言えば公営住宅とか公団住宅ですね。こういうような住宅は、公共財としての住宅なんで国が供給しているのです。こういう面も必要じゃないか。

こういう公共財としての住宅建設戸数の計画数は、五十二年よりも五十三年度は一万戸ですか減っているようではございませうけれども、これは低所得層向けの住宅政策としては片手落ちである。住宅ローン減税は賛成なんだけれども、それと並行して公共財としての住宅の供給ということですね。きざでございませうけれども、マスメディアという財政学者が、こういうように公共財としての家屋の供給というようことは、メリットウォンツ、価値欲求の充足ということを言っておりますけれども、こういうことはもう一遍反省されるべきではないか、こういうように私は存じております。それから、公営住宅、公団住宅が少し減ったと

いうことにつきましては、政府当局の御答弁の中には用地難であるということがあったと思ひますけれども、そうなりますと、ここに土地政策ということも問題になってまいります。それと関連いたしまして、土地譲渡益重課制度の改正というところもございまして、これも私、基本的には反対する意は持たないわけですね。ただ、適正利益率が二七%ですか、それを適正価格ということにしますと、適正価格をどう決めるかということによつては、従来の適正利益率二七%を超えるものでも、売買において知事の許可とか勧告というものが必要でない、自由になるということになる。かなり自由な範囲が出てくる。だから、宅地供給ということになつて住宅政策としてはプラスである、こういうことですね。しかしまた考えますと、それは非常に野放しになりまして、何でもいかに宅地を売つて、マッチ箱みたいなものをずらりと無計画に宅地が造成されていく、しばらくすると、それが矛盾を来して、もう一遍やり直さなければならぬということになるので、ある程度住宅政策というものは計画性を持たなければならぬというところと矛盾しはせぬか、こういう気がいたします。ですから、私正直言つて、適正利益率というものをやめまして適正価格にするということが果たしていいか悪いかということになりますと、正直のところ、いろいろ判断に苦しんでおる、こういうような状況でございませう。

土地政策につきましては、土地所有権の制度はあくまでも尊重するとともに、利用権というものについてある程度制約すべきであるという意見がかなり出てきておるわけでありまして、利用権のある程度の制限というところは、別に資本主義社会における私有財産制度の根幹を揺るがすものではない、私有権はあくまでも尊重するということではありますから、もつと根本的に土地政策については考える段階に來ているのではなからうか、こういうふうな存じております。投資促進税制、これも基本的には賛成でござい

こう言うと、何でも賛成というようになりませうけれども、やはり先ほども申しましたように、景気政策を、公共事業を拡大するという、公共事業一辺倒というよりも、いろいろの角度から、つまり景気政策の多様性ということですね、そういう意味においては、さっきの住宅ローン減税だつて一票をあれする。投資促進税制もそういう意味においては、一応評価できる。ただし、住宅ローン減税と同じように、それが果たして実効がどの程度あるか、やつた方がいいかもわからぬけれども、ということになります。それは基本的に、五十三年度における政府の予算案に対する取り組み方、今後の日本経済をどう持っていくかという、そういう基本的な姿勢というものがはつきりしない、住宅ローン減税にいたしましても、それからまた投資促進税制にしても、内需拡大効果というものが必ずしも出てこないんじゃないかと、こういう気がいたします。

この不況は、あるいは相当続いてもわかりませう。五十三年度の予算は、臨時異常でございませう。臨時異常でございませう。言葉はちょっと忘れましたが、予算編成方針にそういう表現があったと思ひますが、私は、この臨時異常という言葉に何かこだわるわけですね。この五十三年度だけであつたらぬ公共事業をふやす。じゃ、五十四年度からはどうか。ある程度腰を据えて景気対策に打ち込むということをするれば、設備投資意欲もわき起こってくると思うのです。ただ、五十三年度だけが臨時異常でございませうことをやるんだ、そして五十四年度からはばつと財政の節度に切りかえていくんだということになる、また先ずばまてに不況克服の政策というものを、ことしの予算案が臨時異常じゃなく、景気が直るまで今後もある程度続くんだ、そしてこういうふうな日本経済に持つていくんだという青写真を示しにされるということが必要で、それがないと、せっかくなので投資促進税制というものも効果が薄れていくのではないかと存じます。

景気政策の多様性という点から言いますと、投資促進税制は適用範囲を広げる方がより効果があるんじゃないかという気がいたします。しかし、また他面から言うと、特別措置でありまして、税制の公平、不公平という点から言うと、余り広げるべきではない。つまり、適用範囲を拡大すべきある程度に抑えていくかという、この辺のところは慎重な勘案のしどころだろうと存じます。

それからまた、一部に声があつたと存じますけれども、中小企業の税額控除比率というものをより高めていく、大企業よりも高めていくというところで、中小企業政策もここに組み入れる、こういうような措置もできれば望ましいのではないかと、こういうふうに存じております。

もう時間がございませんが、タックスヘイブン対策税制、これも賛成でありますし、中小企業対策、これも賛成でございます。説明は省略いたしまして、最後に、簡単にございますけれどもも国税収納金整理資金に関する法律の一部改正でございます。

今日は、予算制度といたしましては、会計年度独立の原則ということがあります。これは民主的な予算制度として非常に重要なものだろうと思っております。ですから、現金主義でいま一般会計は整理しておりますので、三月三十一日までに入つたものをその年度の支出の財源に充てなければならぬわけなんです。それを越えたならば次の年度の財源に充てるわけなんです。ただ、機械的に三月三十一日でびたつと区切るといふことは、事実上事務上もできないし、また円滑な財政政策の執行にも支障を来すわけです。年度末になつて非常に財政資金の乱費が行われるというようなこともございますし、それも避けなければならぬし、あるいは事業を行つておつてびたつと三月三十一日で打ちとめるといふようなことにもなりませんので、やはりある程度の整理期間が必要だ。だから、四月三十日までという必要最小限の現金収支の整理期間というものを設けてあるのです。これは必要最小限度であつて、大体会計年度独

立の原則からいってこれが最大限度じゃなからうか、会計年度独立の制度に違反しているわけですから。それを五月いっぱいまで延ばすということには、せっかく戦後の憲法、財政法によって確立した民主的な予算制度、従来の予算制度よりも民主的な予算制度というものができておりますのに、これを崩壊しになるといふことは、非常に残念であると同時に危険でもあるといふふうに存じます。

それからまた、そういうことによつて公債依存度が三七％に三二％になるということかもわかりませんが、それは無意味だと思つたのです。公債依存度が三七％になつてしまつたのならそれでいいわけで、そういう現実を国民に示して、そして、かくのごとく財政は危機である、だから増税をしなければならぬ、こういう危機感を国民に訴えるためには、むしろ三七％がいいわけなんです。それをわざわざこういうような措置をとつて、形式的には公債依存度は三二％である、従来の歯とめライン三〇％をただ二％しか超えてないといふように工作をするといふことは無意味である。むしろ堂々と三七％といふことでこれを国民に訴えて、そして国民の判断を請う、こういうことが望ましかつたのではないかと、私はそういうふうにして思つております。

○大村委員長 次に、肥後参考人にお願ひいたします。

○肥後参考人 成蹊大学の肥後でございます。租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案について、参考人として意見を申し上げます。

第一番目に、租税特別措置の整理合理化についてでございますが、租税特別措置を狭義に理解いたします場合には、租税特別措置法第一条の規定がございまして、所得税、法人税、相続税、財産税、登録免許税その他の間接税等を軽減し、もしくは免除し、または納税義務、課税標準もしくは税額の計算、徴収について、上記の諸税の本法、国税通則法及び国税徴収法の特例を設けることという

ふうになつておりますが、上記の定義は国税に関するものでありまして、地方税には及んでおりませんといふことも考慮しまして、国税、地方税の本法について特別の措置を講じ、税負担の軽減を図つていく措置を、広く特別措置法関連といふふうに理解して意見を述べたいと思つております。

ところで、租税特別措置法を一般的にどう考えたらよいかということでございますが、税負担の軽減額が租税特別措置法によります場合には表面にあらわれないために隠れた補助金になる、そのために税負担の不公平を生ずる弊害があるといふことで、真に政策上必要でやむを得ないものを除いてはできるだけ廃止することが望ましく、また、過去に政策上必要であつたものでも、その役割りが終りましたものについては既得権化させずに整理していかなければならないといふふうに考える次第でございます。

もちろん、いろいろ議論されておりますように、企業関連の特別措置法でございますけれども、法人の利潤といふものを本質的に定義する上で当然に措置されなければならぬ特別措置もあつたはずで、政策上の配慮から措置されている特別措置もあるわけでございます。企業関連の特別措置が原則としてすべて悪いと申すわけではございません。ただ、これを安易に、あるいはいつまでもだらだらと使つていくことについては問題があるといふことを申し上げておきます。

こういう点につきましては、すでに総論として申し上げたように、国民的なコンセンサスが成立していると考えられますので、問題は、この基本的な考え方の線に沿つて具体的に整理合理化をどう進めていくかということでございます。特に中期的には国民に税負担の増加を求めなければならぬような客観的な情勢があると考えられますので、特に税負担の不公平の疑惑を国民に与えるような種類のものは、これを廃止するように努めなければならぬといふ立場から、今回の租税特別措置法関連の税法改正を検討したいわけでございます。

けれども、今回の改正は、第一に既存の租税特別措置の整理合理化、第二に住宅、土地税制、第三に投資促進税制、第四にタックスヘイブン対策税制、第五にその他非常に広範にわたつておりますので、時間の関係もあつた上、あるいは細部の点については、私十分に意見を申し上げることはできないようなものもあつたので、特に意見のあるものについてかいつまんで所見を申し上げます。

第一に、既存の租税特別措置の整理合理化についてでございますが、廃止されるものが十一件、それから縮減合理化されるものが二十六件ということになつておりました。縮減の程度、繰入率の問題等についてはいろいろ意見も分かれようかと思つても、方向としては前向きに評価すべきではなからうかと思つております。

また、地方税につきましても、電気税の非課税措置、固定資産税関連の各種の非課税、特別措置等が行われておりますが、このように廃止または縮減につきましては、国税同様、方向としては評価すべきではないかと考えております。

第二に、住宅、土地税制についてでございます。今回の措置は、基本的には住宅建設の促進のためには住宅と土地に対する税制はどうあるべきかという観点から考えるべきものではなからうかと思つております。

まず、住宅ローンの控除限度、現行の三万円からさらに三万円引き上げる、実質的には大体ローン総額七百万円程度で一％程度の金利負担の軽減になるといふような措置を講じ、適用期限を一年延長するということになつております。また、住宅貯蓄控除の適用期限を二年延長する等々の措置が講じられておるわけでございますが、それはそれなりに必要な前向きな措置であることは間違ひありません。

ただ、住宅ローンの控除につきまして申しますと、これがいわゆるローンの返済金であるから、所得税法上当然に控除すべき経費であるかどうかという点につきましては、それは当然に控除すべ

き経費ではなくて、政策上控除するかどうかというところが考えられなければならないというふうなことを考えておきます。

この点につきましては、戦後の住宅建設促進のため、アメリカあるいはヨーロッパでも大いに住宅ローン減税というものは利用されております。

でございますから、個人住宅建設を促進しようという点であれば、この住宅ローンを大幅に利用するということも政策の有効な手段として考えられないわけではなからうと思いますが、赤字公債を大量に発行せざるを得ない現状で、財政節度という観点からいって、果たして財政にそれだけの能力があるかという点、それから問題は、個人住宅の建設の一番の根本になるのは、その住宅ローンの若干の幅を上げることよりも、もっと基本的に、土地税制の問題をどうするかということではなからうかというふうな考えますと、住宅ローン減税だけを特に取り上げて、それだけを拡張せよというふうなこの際意見を申し上げるのも、やはり決して十分ではなからうというふうな考えを次第でございます。

そこで、問題の土地税制でございますが、今回、法人の土地に係る譲渡所得の重課制度につきましては、先ほども御意見がありましたように、利益率二七%を超えた場合に法人税のほかに二〇%の特別の課税をするという制度を改正しようという提案をされておられます。特別土地保有税についての改正が行われようとしているわけでございますが、これは現在の特別土地保有税の枠そのものを改めようというわけではありませんが、ただ、国土利用計画等も進展している現在で、土地の有効利用率というものに即して考えようというわけでございますから、それはそれとしてよろしいわけですが、法人の土地譲渡所得の重課税制度の改正が現在必要であるかどうかという点について、私は若干問題を持っておきます。

ただ、要するに現在でも利益率二七%を超えるというところはあり得ないのではないかと、しかし、

将来土地が大幅に値上がりしました場合には、やはりこの今回の改正が効いてくるであろう。その場合に、確かに現在市町村の開発要綱その他で開発者負担が非常に厳しく求められるような時代でございますので、民間デベロッパーにしまして、あるいは住宅公団にしまして、その開発者負担を土地の値上がりを通して負担していくということができなくなると、たとえば公営住宅政策ですら行き詰まるといふことは事実でございます。

しかし、よくよく考えてみますと、果たしてそういう土地の値上がりを通じて住宅問題を解決することができるかということになりますと、最終的には、これは結局住宅を建設する個人が負担しなければならぬわけでございますが、低成長段階に入りまして所得の伸びが非常に低くなっております現在では、高度成長時代のようなメカニズムは働きにくいのではないかと。そういうことを考えますと、むしろやはり一番余裕のある近郊農地の宅地への有効利用の制度をどうするかということについて、もっと本格的に取り組まれるべきではなからうか。ハードな政策としては近郊農地の宅地並み課税というのがございます。これは見送られていくわけでございますが、あるいはそのほかにもっと有効な制度があるかどうか。とにかく土地の値上りを期待するような政策で、しかも個人住宅の建設を促進するということにはちょっと望み得ない。もっと本格的な住宅対策が必要ではなからうかというふうな考えを次第でございます。

次に、投資促進税制でございますが、設備投資の特別償却制度を投資促進のために役立てるといふことは果たして、要するに、景気政策の手段としてこの制度を利用するということを外国でもやっているとどうかという点についてはいろいろ意見がありまして、問題でございます。したがって、現在、各種の特別措置が存在し、方向としてその整理、縮減が図られておるときに、効果の疑わしい措置を新設することは、屋上屋を重ねるようなたぐいの問題もなからうかというふうに

思われるわけでございますが、今回の措置は、対象をほぼ重複を避けておられる、適用期限も一年限りとするということでありまして、グループミーな投資環境の気分転換の一助になることぐらいの程度だということに見きわをつけますと、あえて反対することもないわけでございます。

だがその場合に、今回の措置は、従来の特別控除が実質的に結局利子負担に延ばすだけであつたものが、税額控除、実質的に負担を軽くするという点になつていくわけでございます。

投資促進の制度としては、そういう点では新味があるわけでございます。ただ、これは非常にまだ外国等の調査を含めましても、なかなか本場にこれが効果があるかどうかというところは、私は問題ではなからうかと思っております。

次に、タックスヘイブンの対策の問題でございますが、今回の措置は、タックスヘイブンを利用する法人税の負担回避に歯止めをかけようと思つておられる点ですね、これはわが国の税制上大きな前進ではなからうかと思つておられます。とかく税負担の国境を越えた調整と申しますと、従来の財政学では関税ぐらゐのものでございました。それで、最近は一級消費税についての国境税調整の問題が注目されるようになっていくわけでございます。そして、さらに法人税対象が広がってきたということとは、注目すべき措置ではなからうかと思つておられます。

日本経済の国際化が急激に進展しつつあります中、消費あるいは法人利潤、個人の所得等を含めまして、広く国境外の不当な租税逃避の道をふさぐ必要がますます高まっております。もちろん一方では、海外に対する適正な投資を助成することもあわせて必要でございますが、これらの方面について、今後一層の租税政策上の努力や研究が払われることを望みたいと思つておられます。

これまでの前年度の改正によりまして、本年一月一日から利子配当の源泉税率が五%引き上げられたということでもあります。また、今回有価証券取引税の引き上げを含めまして、キャピタルゲイン課税にも一応の配慮が払われております。有価証券取引税がキャピタルゲイン課税そのものであるかどうかという問題は問題でございますが、まあ関連の配慮が払われていることは事実でございます。しかし、不公平税制の是正が問題になつておりますことでもありますので、利子配当、キャピタルゲイン課税の根本的なあり方については、預金の名寄せの問題とか、ソナルセキユリテイナンの当否の問題等も含めて、やはりもっと本腰を入れて御検討をお願いしたいと思います。

次に最後に、国税収納金整理資金の改正の問題につきましましては、五十三年度の税収の伸び悩みを補い、財源の確保を図るとともに、地方交付税の減収緩和を図りました地方財政の収入減にも対処する必要があると思つたから、五十三年度中に窮余の一策として、五月中に収納される税収を五十三年度所屬の歳入として受け入れるという措置を図られたことは、これはやむを得ない措置であると思つておられます。ただし、これで二兆円ぐらゐの税収増加になるといふふうに見込まれているところでございますけれども、五十四年度についてはこういうふうなやりくりも効かない、それだけ財政は窮乏しているという点は、やはり十分に留意すべきであると思つておられます。

長くなり思つておられます。以上をもつて意見の陳述を終わりたいと思つておられます。

○大村委員長 ありがとうございます。

次に、大山参考人にお願いたしました。

○大山参考人 大山でございます。私は、これから三点についてお話ししていきたいと思つておられます。まず最初は、租税特別措置と会計検査院との関係といふ点ですが、それの一つ、もう一つは、税制調査会の答申の中で、一般消費税を導入しないと日本の財政危機は解消しないのだということをお

七

話されているわけですが、私は、これは非常に疑問である、もしやるとすれば十兆円以上の税収を得ないという試算を一つしてみたので、それからもうかという試算を一つしてみたので、それをお話したい。三番目には、いま先生方がお話しされた、五十三年度の個別的な問題にちょっと触れていきたいと思います。

それです最初、租税特別措置と会計検査院の関係ですが、これは御存じのとおり、昨年の暮れだったと思うのですが、会計検査院の報告の中で、いままでいろいろ問題になっております保険医に対するいわゆる不公平税制ということで、一人当たり七百万円の税金が安くなっているという発表があったわけでございます。

われわれいささか税金に関係している者として、医師一人当たり七百万円も軽減されるということは絶対あり得ないことで、おかしいと思いましたが、会計検査院の報告書も、コピーをもらって見たのですが、確かに新聞に書いてあるとおり一人当たり七百万円を超えるということなんです。これは私はよく検討したのですが、確かに算術平均すればこのようになるわけでございます。しかし、会計検査院というのは御専門の方なんです、その方がなぜ国民にこのような誤解を与えようとする発表の仕方をされたのか。私は、そのとき発表になった新聞をいろいろ見ましたが、全部一人当たり七百万円ということなんです。しかし、それは私に言わせれば、専門家である会計検査院の発表の仕方が非常に国民に誤解を与えるような発表をされているのではなからうかと思うわけ

です。これはいろいろ試算してみますと、あれは一億円以上と千五百万円未満、いろいろ計算されたのですが、一億円以上の場合一人当たり平均千七百四十五万円の所得税の軽減になっておるわけですね。ところが、千五百万円未満の場合ですと六十二万九千円の軽減にしかなくなってないわけです。これはあたりまえでございます、収入が千五百万円あって七百万円税金が安くなるというこ

とは絶対により得ないわけですから、算術平均的にはきわめて何か、これは私の考え過ぎかも知れませんが、不公平税制の目玉としての医師税制に対する国民のあれを何かおあるという意味で、私は非常に作爲的な発表のされ方をなさったのではなからうかという疑問が非常にあるわけですね。七百万円といふのは、保険の収入が五千万から一億円の間の先生方が大体七百万円の軽減でございまして、私はそういう数字に計算したわけ

でございます。ですから私は、このような会計検査院の発表の仕方には非常に疑問があるわけですね。ただし、いままでいろいろ問題になっていたいわゆる租税特別措置に対して、会計検査院が国民の税金という面からメスを入れたことは高く評価したいわけでございます。それで今後、単なる保険医に対するいわゆる不公平という問題だけではなくて、いままでいろいろの方がお話しになったような租税特別措置全体に対して、会計検査院が個別的、具体的なメスを入れていただきたいということをぜひお願いしたいと思うわけ

でございます。われわれには概括的なことはできませんが、これは会計検査院以外にはできません。以外と言ふと問題がありますが、一番適格ではなからうかと思われたいです。そういう点で、今後会計検査院におかれまして、いわゆる特別措置と言われ

るものを、もっときめ細かな実態を国民の前におわしていただきたいと思うわけでございます。ただしこの場合、しからば租税特別措置は何かということ、やはり国会ではつきりとその概念を規定していただきますといけない。たとえば税制調査会の答申で、東京都の財源構想研究会

に対して、あれは特別措置ではないものも特別措置とやっていると話にならぬみたいな文言があったように記憶しておるわけですが、これは当然特別措置をどうとらまえるかということである

と違ってくるわけですね。たとえば税制調査会の答申を見ますと、特別措置と言われているものは三つに分けられる。一つは、それは租税制度の仕組みとしてあたりまえの

ことなんだ、だからこれはいわゆる特別措置ではない。もう一つは、企業会計の課税所得を計算する上に非常に合理的であるからという、いわゆる引当金の問題でございます。それから三番目にはいわゆる政策減税。これだけを特別措置というふう

に限定されているように私は見たわけなんです。が、そこらあたりをはっきり国会なり何かの形で合意を得ておきませんと、議論がなかなかかみ合わないというふうにお話しさせていただきます。まず、そういう点概念をはっきりさせた上で、ひとつわれわれ国民の目の前に実態をできるだけ

具体的な数字でお示しを願いたいということが、私の第一のお願いでございます。それから、いま医師税制の問題が不公平ということで先生方もいろいろお話しされたわけ

でございます。私は、これが租税特別措置法第二十六条にあるということでは、その限りでは特別措置かと思

います。しかし、減税額が政府の発表ですと大体千八百億から二千億ということなんです。私は極端なことを言いますと、もしこれを特別措置と言ふならば、給与所得者全員が特別措置を受けているのではなからうかと思われたいです。これは御存じのとおり、給与所得控除というのがございまして、これは法律で決まっております、最低五十万でございます。それで、たとえば収入が一千万の方ですと二百五十万、三千万の方ですと四百五十万という給与所得控除が、これは使ったか使われないかということとは全く問題なしに控除されているわけでございます。それから、保険医の七二%と実際の五二%の差額二〇%が、実際に使っていないに控除するからけしからぬという議論ですと、それだつたら、給与所得控除も絶対、一切使ったか使っていないかにかかわらず全部控除になるわけですから、それも特別措置と言わざるを得ない

と私は考えているわけでございます。またもう一つは、引当金とか準備金というものが認められているわけですから、医業というもう一つの経営体というふうな理解しておりますので、実際、実際にかかった経費以外にそういう引当

金、準備金があってもおかしくない。それが法律にないだけでございます。たとえば日本の全体の医師、保険医は、私の知る限りでは、大体千五百万から三千万が平均保険収入でございますので、その場合、所得として四百五十七万四千円がいわゆる二〇%相当部分だ。この場合は一八%ですが、この部分がけしからぬということ

ですと、四百五十万がけしからぬということになります。そうしますと、この部分をいわゆる医師引当金とか開業医、保険医準備金というふうな理解をすれば、別に特別措置ではない、私はそのように理解しているわけでございます。ですから、確かに特別措置法にある限りでは特別措置かも知れませんが、決して世に言われるほどのひどい

のではなくて、これ以上のいわゆる不公平税制というのはいささかあると私は申し上げたいわけでございます。次は、一般消費税を、E.C.型付加価値税、いわゆる前段階控除方式になるか、あるいは税調

でおっしゃるような前段階控除型になるかそれらは別問題として、仮にE.C.型の一般消費税を導入いたしましたとして、一〇%の税率で仮に国税として五兆円の税収を上げたといいたします。そうしますと、ネットですべてだけ財政に寄与するかと申しますと、しほりにしほってネットで大体一兆五千億くらいしか増加にならないわけでございます。これはどういふ計算かと言いますと、まず、非常にわかりやすい点で地方財政に及ぼす影響を考慮してみたいわけでございます。つまり、五十三年度の地方財政の計画によりますと、全体の財政支出は三十四兆三千億なんです、このうち私の計算では大体十三兆一千億円の財政支出が一般消費税の対象になるといふふうな理解をしております。これはいままでいろいろ調べたのですが、いままでの実績を見ますと、地方財政白書などを見ますと、大体地方財政支出の三八%か四〇%が、いわゆる一般消費税の対象になるものというふうな理解しておるわけでございます。それで、五十

三年度の場合は、投資的経費が十二兆六千億です。これと維持的経費を加えますと十三兆一億。これの一〇%としますと、一兆三千億が財政支出として自動的に消えていくということですね。一般消費税は言うまでもなく、国及び地方自治体でも担税者、納税者になるわけですから、一般消費税が行われるということは、それだけ財政規模が自動的にふくらむというきわめてあたりまえなことなわけでございます。それで一兆三千億円が財政支出の方でふえます。

それから今度は、ヨーロッパや韓国の例を見ても、やはり統合整理される地方税というのがございますから、これをたまたま料理飲食等消費税とか娯楽施設利用税、電気ガス税、木材引取税、この四つだけにしぼりましても、六千四百五十四億、今度は地方財政の収入の方で減ってくるわけでございます。そうしますと、財政支出の方で一兆三千億、財政の収入の方で六千四百億、大体二兆円近い数字が、自動的にいいますか、減収かつ支出増になってくるわけでございます。

それで、たとえば今年度の五十三年度の国のいわゆる特別国債というのは大体五兆円でございますから、それをなくすという前提で、五兆円の一般消費税を取りまして、それを地方交付税の対象として三二%を地方の方へ回す。そうしますと、一兆六千億でございますから、一兆六千億地方財政に加わっても、いまお話ししたようなことで、地方財政の方は赤字になってしまいうわけですね。一体そこあたりをどのように考えていったらいいかという問題です。

それからもう一つは、いま言ったような赤字は、給与費を上げないというのが前提でございます。五十三年度地方財政計画によりますと、地方公務員三百万の給与費というのは十兆円になっております。そうしますと、一般消費税ですから、消費支出が大さっぱに言って一〇%上がるわけですから、そうしますと、当然一〇%の賃上げをしない、地方公務員の実質賃金が下がるということになります。そういうものを入れないという前提で

も赤字ですから、もし仮にこれを入れますと、それから扶助費なんかを入れますと、大体減収分を含めて三兆二千億の交付税をもらわないとペイしないということになります。

これは逆算をしますと、国税として大体十兆円の一般消費税を入れないと、地方自治体はバランスが合わなくなるというふうに理解します。つまり、私は、もし一般消費税を入れるとすれば、地方自治体でも国でも、公務員の給料を上げない、それから扶助費は上げないという前提でないと、十兆円みだいな数字になってくるというふうな計算をしたわけでございます。

とすれば、国の方はどうかといえますと、国は五兆円のうち一兆六千億を地方交付税として渡してしまふ。残りが三兆四億。それから物品税が大体九千億ありますから、これを引きますと、大体二兆五千億。そのうち、今年度は五十三年度の予算案を見ますと、投資的経費というのは七兆一億でございますから、その一〇%が七千億、これも国の財政支出の方で自動的にふえてしまいうわけであります。これを足し算しますと、大体五兆円税収があつても、人件費を上げないで、そういうものを全部抑えるという前提においても、一兆五千億前後の純増にきりやらないのではなからうか。一体こういうものをどう考えたらいいのかというのが私の考えでございます。

ですから、税制調査会のおっしゃるとおり、そういう一般消費税を入れても、果たして、国民の方は五兆円なり七兆円なりの物価上昇ということでも、もろに損害を受けますが、しかし、国の財政は余りプラスにならないではなからうか。私がいま考えることは、一般消費税を導入することよりも、やはりさつきから問題になっているような特別措置というものに大幅にメスを入れて、それを改廃して、それで財源を求めた方が、国民にとつても、かつ国、地方自治体を含めての財政にもプラスになるのではなからうかということでございます。三番目ですが、税制調査会がいままで何回も、

租税特別措置をする場合は、五つのテストと四つのテストとかいろいろやっているわけですが、そういうテストを果たして十二分に繰り返して、今年度の五十三年度の新しいものが生まれてきたのかというところは非常に疑問なわけですね。いわゆる租税政策でやるのが一番いいという場合にのみ特別措置が許されるのだというのが税制調査会のみままでのお考えですから、今年度の問題が果たしてそういうテストに合格するものかどうか、私は非常に疑問だと思ひます。

以上でございます。

○大村委員長 次に、小山参考人をお願いいたします。

小山参考人 たいま御指名をいただきました小山でございます。

初めに、若輩の私に発言の機会をいただきました。まことに光栄に存じますとともに、委員の皆様方に厚くお礼を申し上げます。次第でございます。

与えられた時間が十分でございますので、私は、結論的なことを申し上げて、後の質疑の方でまた具体的な問題がございしますれば申し上げます。たださうと思ひます。

私に与えられた課題は、租税特別措置を中心といたしまして税制改正についてということでございますが、この問題を考える場合に、私は、当面の経済環境を抜きにして論ずることはできないのではないかと思ひますので、若干迂遠になりますが、その点につきまして一言申し上げさせていただきます。私と思ひます。

私どもも、わが国の経済の将来が安定成長経済に向かわなければいけないということについて、しかもそれに対しては確かな適応体制をつくっていかねばいけないというところは当然であると考えておるわけでございますが、現在の経済の状態を考へてみますと、そういう安定成長の軌道からきわめて大きく落ち込んでおります。そのための各種のひずみが表面化しております。そのためう申し上げるまでもないと思ひます。先ほど参考人の方から、答申を出しましてから以後非常に経

濟環境の変化があつたということの御指摘がございましたが、私どもも全くそのように考へております。

最近生産が伸び、また在庫調整が進んでいるということでございますが、私どもから見ますと、安定成長の軌道に乗るまでにはまだまだ相当の時間を要するのではないかと、いふふうに考へておりました。このような状況のもとで、企業が抱えております過剰雇用が二百万と言われておりますが、二百万人の過剰雇用、あるいはまた来年度新規に参入してまいります五十万人と言われます新しい労働力、あるいはまた表面に出ております百三十万人近い失業を吸収するということにつきまして、私も経済界といいたしましては、どうやってこれを吸収し、また雇用問題についての解決を図っていくかということについて、毎日取り組んでいられるわけですが、いかんせん、その問題を解決するにつましましては、大前提として、政府が目標として掲げられました七%の成長をぜひ実現をさせていただかなければいけない、こういうふうに考へております。

しかしながら、これは私どもの推計でございますが、すけれども、七%成長を実現するにつましましては、依然として三兆円もしくは四兆円といったような需要の不足を頭に置かなければいけない状況にあると思ひます。三兆円と四兆円、非常に大きな幅がございします。予算を弾力的に執行していただいた場合に初めて三兆円という不足、あるいはまたそういうことが実現をいたしません場合には四兆円の不足が生ずるのではないかと、いふふうに憂慮いたしております。私どもは、予算の執行の促進、上期集中等につましまして格別の御配慮をいただくよう、この席をかりてお願いをいたしたいわけでございます。

経済界としては、政府あるいはまた議会の皆様方をお願いするわけではございません。経済界としては、独自の立場から、民間の需要の拡大ということ、石油の備蓄の問題、あるいは電源開発の問題、その他の促進につましまして、関係の皆

さんと話し合いをいたしておるわけでございますけれども、これが所期の効果を上げ得るかどうかという点につきましては、必ずしも自信を持って申し上げられるような状況にはございません。

したがって、ここで私どもは、景気対策の手段につきましてできる限り多様化をしていただきたいというふうに考えておりまして、昨年来政府が景気対策につきまして積極的な手を打っていただいているという点につきましては、率直に評価をいたすいたしましたも、税制面における経済政策的な配慮ということが十分であったかどうかという点につきましては、疑問を持たざるを得ないのでございます。

わが国と対照的に、これはもう申し上げるまでもないと思いますが、各国とも需要の回復、景気の回復あるいはまた雇用の改善ということ、積極的に税財政を活用しております。たとえばカーター大統領は今般、二百五十億ドルの減税提案をいたしております。また、従来から当初予算におきましては均衡予算をたてまえて編成をいたしてまいりましたフランスにおきましては、八十七億フランという大きな赤字を計上しても、景気対策に取り組むという積極姿勢を示していることは御承知のとおりでございます。

しかしながら、わが国のような大きな赤字財政のもとで、果たして租税政策を活用するという点に限界がないかどうかという御議論があることは、また十分承知をいたしておるわけでございますけれども、税制面を考える前提をいたしまして、私どもは、支出の合理化ということについて、もっと積極的に考えていただきたいと思うわけでございます。いまのような状態の中で、余りにも財政の健全性をいかに確保しようとするか、かえって逆の結果を生むのではないかと、そして財政の健全性に逆行するのではないかと、これを懸念をいたすわけでございます。むしろ安定成長へのめどのついた段階でこの問題は本格的に考えるべきであらうと、現時点では、税を含めたあらゆる

る政策手段につきまして、景気対策として積極的に活用をしていただきたいと思うわけでございます。ここで問題になっております租税特別措置の問題でございますが、いままでの経緯を見ておきますと、果たして経済政策の手段としての考慮がど

れだけこの面であったかどうかという点につきましては、私どもは疑問を持つておるわけでございます。経済政策としての議論よりも、優遇税制であるという前提に立ちました公平論議が先行しているという点に否めないわけでございまして、租税政策の本来の機能が失われているのではないかと懸念すら私どもは持つておるわけでございます。

私どもとしても、租税特別措置につきまして、その目的あるいは効果を十分見きわめた上で整理合理化に取り組んでいただくという点については、全く異論がございません。しかしながら、いままでの租税特別措置の見直しという点を振り返って見ますと、見直し即削減の歴史でございまして、これに對して、政策的な配慮から拡充というところが欠けていたのではないかと、特にここ五十年ないしは五十一年以降の動きを拝見をいたしておりますと、どちらかと言えば、これを画一的に削減をするあるいは縮減をするということでございます。たとえば期限がまだ残っている租税特別措置につきましてもこれをカットするといったようなことがございます。これでは租税の安定性という問題にもとるのではないかと、う感じもいたすわけでございます。

こうした形で大幅な租税特別措置の縮減が行われてきた関係で、国税収入に占める租税特別措置の割合は、四十七年度の五・一％から、最近では二・一％というふうな割合が半減をいたしております。率だけではございません。実額の面におきましてもかなり後退の一途をたどっておりまして、五十二年度には四千四百億円の減税になっておること、これはもう御承知のとおりでございます。特に法人関係につきましては、ずっと大幅な縮減が

行われてきておりました。私ども、交際費課税による増収分を考慮いたしますと、むしろ法人関係については増税になっておるといふことは、これもまた皆さん御承知のとおりかと思つておる。また、これを別の角度から考えてみますと、法人が納める税金に対する租税特別措置の割合をとつてみますと、日本の場合には三・九％の割合でございまして、ちなみに、私がアメリカの例ばかり挙げるのは恐縮かもしれませんが、アメリカでは投資減税並びに輸出所得に対する優遇あるいは減耗控除といったような三つの主要な租税特別措置だけをとりましても、いま申し上げました同じ比率が二・一・三％というところでございまして、

そういう状況を踏まえたと思つて、政府の税制調査会におきましては、企業関係の租税特別措置については、もう縮減はやるころまでやつたのじゃないかといったような評価もされておる。ように私は理解をいたしておる。私は、この租税特別措置の整理合理化といったような問題を考える場合には、ただ租税特別措置だけを切り離して議論をするのではなくて、もうアメリカにおいても常識となつておりますようなタクスキュスベンディチャーの考え方、つまり補助金と租税特別措置を一体として考えまして、そしてその施策が妥当であるかどうかという側面からこれを検討いたす方が妥当ではないだろうか。租税特別措置だけを取り上げて公平、不公平論議をするのは、片手落ちではないかという感じがいたすわけでございます。

いままで租税特別措置につきましては拡充の歴史はなかつたのだということを申し上げたわけでございますが、このたび五十三年度におきまして拡充の第一歩、一つの画期的な事柄だと私は理解をいたしますが、設備投資についての税額控除の創設が提案をされておりますことは、私どもも大変評価をいたしてはいるわけでございます。その評価としては、当面の景気対策としてだけではございませんで、将来設備投資の懐妊期間ということを考えますと、この数年後におきます物資の需給、

供給力ということを考えますと、私はまた、そういういまのような設備投資の状態が続いてまいりますと、物価問題にはね返ってくるのではないかと、う感じがいたしてはおります。現在の需要効果とそれから数年後におきます供給力効果と両面から見まして、この投資減税は非常に意義のあるものであると思つておるわけでございます。その投資減税についても御意見があらうかと思つておる。私、確かに期限が一年に限定されている、あるいは対象が非常にしぼられているといったようなこと、あるいはまた、この財源につきまして他の租税特別措置の縮減ということが見返りになつておるといったようなことがございまして、その効果については、あるいは私どもが期待したような効果を得られないかもしれません。千二百億円ということもございまして、アメリカ等におきましても、これは規模が違つたわけでございまして、たとえばハーバード大学のジョルゲンソン・ゴードンといったような学者も、投資減税については高く評価をいたしております。また、スウェーデンにおきましても実証的な研究がございまして、諸外国における実証研究は、これが効果があることを評価をいたしております。

また私はむしろ、この投資減税が効果があるかどうかという議論をするよりも、投資がここ数年間沈滞してきたことの問題点、したがって、その問題を解決する上ではどうしたら効果あらしめることができるかという点に議論を集中していただきたいと思つておるわけでございます。この投資減税だけではなく、金利の問題もございまして、あるいはまた、投資減税自体の拡充強化という問題もございまして、そしてまた、三分の二の利用率が予想されております中小企業に対する利用のための積極的なPR等を側面からいたしますれば、私は予想されている以上の効果が出てくるのではないかと、思つておるわけでございます。時間がございませんで、最後に一つだけ申し

上げたいと思いますが、海外事業に係る所得税の
合算課税の問題、いわゆるタックスヘイブン課税
の問題でございますが、私どもも、租税の回避と
いう面でも海外子会社の利用に行き過ぎがあれば、
これに課税をするという基本的な考え方は理解を
するものでございます。しかしながら現時点では、
資本の流出を通ずる経済協力ということが非常に
重要な課題になっております。また、国際的な商
取引というものが非常に複雑多岐にわたっており
ますので、そういう実態を十分考慮をした上で、
正常な事業活動にまでこの税がかかり、そして正
常な事業活動を阻害することのないように、十分
御配慮をいただくようお願いをいたしまして、
とりあえず私の陳述を終わらせていただきます。
どうもありがとうございます。

○大村委員長 以上で参考人からの御意見の開陳
は一応終わりました。

○大村委員長 これより参考人に対する質疑に入
ります。川口大助君。

○川口委員 私は川口大助と申します。
ただいまは貴重な御意見を拝聴しまして、大変
ありがとうございます。
実は、一時間ほどお尋ねする予定でありました
が、皆さんの陳述が長くなりまして、時間の削減
がございまして、三十分でやれ、こういうことで
ありますので、お聞きしたい点はたくさんあるわ
けであります。その範囲内でひとつやらしてい
ただきたいと思っております。

そこで、ただいまお話を伺っておりますと、大
変疑問があるわけでありまして。特に大山参考人の
話の内容等につきましては、一時間ぐらいい存分に
やってみたい、こう思っておりますが、その時
間もないようでありまして、まず最初に、小倉
参考人からお願いを申し上げます。大変素朴な、
あるいは初歩的なお尋ねになろうかと思ってい
ます。ひとつ端的にお答えを願いたいと思ってい
ます。お願い申し上げます。税制調査会とい

うものの権威あるいは立場、そういうものを会長
さんはどういうふうにお理解の上運営なさってお
られるか、お伺いしたいと思います。
○小倉参考人 さて、どうお答えしたらよろしい
のでしょいか、やはり……「無力感を感じる」と
呼ぶ者あり。調査会の活躍は、これはぜひぶん長
い間の歴史がありまして、いろんな答申も、ま
た、それに対して政府がどう処置したかというこ
ともある程度御推察をいただけるかと思ってい
ます。そういうことから御判断願う以外になくて、
私、手前みそみたいなことを申し上げても、これ
はちょっとかえって失礼になるかと思っております。

○川口委員 最近、税制調査会は一生涯懸命御苦勞
なすっておりますのであります。大変御苦勞
なすっております。むしろ評価されておらぬので
あります。むしろいま政府といいますが、場合に
よっては自民党の隠れみよになっておるといふ
うな意見さえ出しておるわけでありまして。と申し上
げますのは、やはり税制調査会の意見、見解、答
申といふものは、一つの長期の展望に立った、い
わば不偏不党の立場に立った税のあるべき姿とい
うものを的確に答申なさることだと思っております。
現に大蔵省のたびたびの提案の理由の中に
は、税制調査会がかく答申したからというふうな
表現が非常に多いのであります。ところが、都合
の悪いときはどうもそれが出てこないで隠れみよ
にされておる、こういう例が多々あるわけであり
ます。

特に、ただいま参考人の御意見を拝聴してあり
ますと、何か増税をしなければならぬ苦しい立
場の釈明が陳述された。いわば来年度の増税に向
かったPRの陳述である。いわゆる世にいう医師
の優遇税制については、言いわけをしておるとい
うふうに関き取れるわけでありまして、一体医師
の優遇税制につきましても、これは長年の問答申
を続けておるわけでありまして、今回たまたま自
民党が五十四年度まででこれを打ち切った後
の対策を立てるといふふうなことで、会長は満足し
ておられるかどうか、お伺いしたいと思いますのであ

ります。
○小倉参考人 満足しておるといふふうに申し上
げるわけにはいかないと思っております。しかし、従前
と比べれば相当の進歩であるといいますが、税制
調査会の考え方に一歩でも二歩でも近づこうとさ
れておるといふことについては、これはもう認め
なくてはならぬ、こう思っています。
○川口委員 先ほど権威について無力感であるとい
うふうなそちらから発言もありましたが、私は
やはり税制調査会が長年言い続けておる一つの問
題を、いまのような形で取り扱われるというふう
な場合には、会長は毅然とした態度で、たとえ自
民党であろうが大蔵省であろうが、毅然としてそ
の意思を貫くような行動というものをとってしか
らべきだと思っております。そういう行動は
とられておるのでしょうか。
○小倉参考人 ああ、い調査会です。それから、特別目
立った行動をとるといふわけにもまいりません
が、無論、またこれは国会でどういふふうな処理
されるか未知のことでございますので、政府がど
うされるか、あるいは党がどうされるかというこ
とによりましては、調査会としてもただ沈黙して
おるといふわけにもこれはまいらぬことと思いま
す。

○川口委員 そこで私は、変なたとえであります
が、どうも特に私どもの年代は、一杯飲みに行き
ますと、余り割り勘というものはやらぬですね
いや、おれが持つよというふうなやつで持つ
のですが、これはつまり金額の問題ではなしに、
納得の問題だと思っております。納得さえ得られ
ればやはり税も相当円滑に納められる。先ほどな
たかからもお話がありました。特に税は権利で
あるわけですね。喜んで権利を行使する、という
ためには、どうしてもその税が納得されるという
形のものでなければならぬ、こういうふうには
考えるわけですね。
そうしますと、時間がありませんから特に租税
特別措置法に限って申し上げますと、この措置、こ
の制度自体が、先ほどなたかからもお話があり

ました。行政の分野とそれから税の分野、余り
にも混同しておる、こう思われるわけですね。で
すから、税というのはいわば私ども日本におる一億
一千万の人たちが暮らすための会費なんでありま
す。ですから、会費の徴収は確に確にする。しかし、
使途については、使い方についてはそれぞれ政
策の運用なり、政策を十分に効率あるようにして
使途を決める、つまり使い方の場合に政策という
ものが発揮される、こういう形が、非常に単純で
あります。取るものはある程度厳格、使い方に
ついてはある程度政策を加味して運用する、こう
いう形が望ましいのじゃないか、こういうふう
に思うのでございます。いかがお考えですか。
○小倉参考人 確かにお考えのところは、ごもつ
ともなところもあると思っております。ただし、いかに
税制といいたくても、税だけのことを考えてやる、
税の立場だけを考えてやるというわけにもまいり
ません。税制をもつて政策目的は達成できる、
またその方がベターであるというふうなことに
ついては、これはやはり特別措置的なものが今後と
も必要であるし、また起こってくるだろう、こう
思っています。

私、よく過去のことは存じませんが、たしか、
もう戦前から特別措置的なものが存在してありま
して、若干の役割りは果たしてきておりますので、
先ほどなたかから御指摘がございましたように、
特別措置全体が不公平であるから当然これは
廃止すべきものであるというふうなだけで割り切
るわけにはいかぬのではなからうか。ただ、その
目的を達成した後までもなお残っておりますとい
うことはどうか。あるいはある目的を
持つてその特別措置を講じたけれども、所期の目
的はなかなか達成できなかった、要するに、その
特別措置は講じたけれども、どうも効果がなかつ
た、こういうものまでいままでも残る、こうい
うことは困るわけでございますので、そういう観
点から整理するという大方針は無論必要かと思
いますけれども、そのことは同時に、全部が不公平
でこれは国家目的に沿わないとか、あるいは公益

第一類第五号 大蔵委員会議録第十二号 昭和五十三年三月八日

についての経済に及ぼす影響あるいは貯蓄に及ぼす影響等については、税制調査会でも討議をいたしておりますし、そういう例がないわけではございません。

○川口委員 ですから、私最初に税制調査会の權威とか立場はどうお考えですかということをお願いいたしますが、何かお答えが私ども一年生にはわかりにくいのです。自主性があるような言い方な、しかし常識で言うところ、大蔵省の言い分を聞きながらやっていますという答弁に尽きるような感じもするわけですね。もし調査なさっておる、独自の見解でも若干の調査をなさっておるということでありまして、具体的な問題についてちょっとお伺いしたいと思っております。

たとえば、準備金の中にたな卸しに対する目減りの分のいわゆる準備金という制度がございます。過去何十年間たな卸し引当金というものはやっておりますが、一体いままでたな卸し在庫品が値下がりしたことがございますか。

○小倉参考人 直接具体的な御質問でございますけれども、先ほどのお答えをちょっと補足するようにならば、先ほどの御質問、いわゆる不公平税制について税制調査会ではどういふふうな考案の方で審議してきたかと申しますと、ごらんのとおり大変たくさん項目がございます。したがって、一々の項目について税制調査会で審議するということ、従来原則的にはいたしてはおりません。これは審議の途中でありますけれども、大まかに特別措置についての整理の方針を行政当局に示す、その上でおおよその結果を聞いて、それをある程度抽象化して答申に織り込むということをしていただいております。役所の方では無論そういうことで、一々の具体的な項目について関係団体あるいは関係省と税務当局が討議をするということでございますが、その具体的な一々の項目について調査会として審議をするということではなく、そういう結果を踏まえておおよその方針を立てる、あるいはそういう具体的な税務当局の討議の前に、おおよそそういう方向で整理したらどう

かということをお願いして、その結果をさらに今度は答申に織り込むということをしていただいております。

したがって、特別の事項、たとえば先ほどの社会保険の診療報酬という問題なんかについては、具体的に調査会として取り上げたということもございませぬけれども、全般的には個々の問題は取り上げない。そういう時間的な余裕と、またそれだけ多方面にわたることを年度年度の税制調査会の答申の中に織り込むというわけにもなかなかまいらぬという実際上の問題があつて、そういうしておるわけですね。

いまお話しした価格変動等についての積立金あるいは準備金等につきましては、いろいろ御議論がございまして、これも一つの特別措置的なもののようにお考えの向きもおありのようでございませぬけれども、そしてまた、最近ちょっと様子が違いますが、一般的に物価が上昇してきている時代ですから、そんなに価格が下落するというのを考える必要はないんじゃないかというの、一般論としては言えるかと思つて。ところが、個々の企業にとりましては、商品につきましても売れ行きがいい商品と、もうすつかり陳腐化して売れ行きが悪くなつてしまふ、あるいはもう全然売れないという商品が出てくる。個々の業界、個々の商品にとつては非常に違つたこととございませぬで、一般的な経済趨勢と個々の企業、また個々の商品との関係は若干違ふかと思つて。

○川口委員 大変重要な答弁をお聞きしたと私は思つておりますが、そうしますと、端的に言うところを何%引き下げるとか、お酒はどのくらい上げるとか、そういう個々の問題はやっておらぬということですか。

○小倉参考人 私は、租税特別措置についての税制調査会の審議の従来のやり方をお話ししたわけでございますが、たとえば所得税の基礎控除をどうするとか、扶養控除をどうするとか、いまお話しするような酒税についての考え方をどうするということについては、ある程度具体的なことま

で討議をし、また答申にも具体的に触れておるということになつておると思つて。

○川口委員 そうしますと、この特別措置法に基づく問題については、項目別な審議はしておらない、こういうふうに理解してよろしゅうございませぬか。

○小倉参考人 大体さやうでございます。個々の具体的な項目ごと、これは廃止すべきである、これは半分削る、これは年度をどうするということよなことはいたしておりませぬ。

○川口委員 どうもわからぬのでありますが、私どもへの提案の理由は、大蔵省では税制調査会といふものの審議を経て、それで十分練つた上で提案をしたのだというふうに言われておるし、私もその理解しておるわけですが、いまお話を聞いておりますと、本間に隠れみの、税制調査会にかけたんだという名目的な程度だといふふうになりまして、税制調査会の存立の意味さえ私は疑わしくなるわけですが、御答弁に誤りがないですか。

○小倉参考人 別に間違つてはいないと思つておられますが、まあ間違つておれば、これは役所の関係もございませぬから、役所の方からもあるいは是正があるかもしれませぬが、特別措置については、大きな方針をまず討議し、その方針に基づいて役所の方で個々に審議し、その審議の結果を私どもに見せていただく。その見せていただく中には無論個々の項目が入つておるわけですね。だけれども、税制調査会としては、さらにその個々の項目について審議をするということはいたしておりませぬで、大まかな方針に沿つておるといふふうには認めればそれをオーケーする、こういうことになつておるわけですね。

○川口委員 先ほどの問題にちょっと関連がありまして、このたな卸しの分でありませぬが、企業の責任、つまりどれくらい在庫を抱えて、どのくらい在庫を持つか、あるいは整理をするかといふのは、企業の責任じゃないかと思つて。企業の責任で仮に値上りをする時代にとんと買ひ込

んでおつて、そして将来の値上りを待つて在庫を持つた場合に、それに対しては優遇税制の適用があるということについては、税制調査会では不審やあるいは疑念を持つようなことはございませぬでしたか。

○小倉参考人 税制調査会の中では、無論各種のそういう経理上の問題について若干の議論があつたかと思つておられますが、全体として、これは不公正なものである、当然税金を納むべきものが、積立金等としてあるいは準備金等として残るといふようなことは好ましくないといふふうな観点から、いまお話しのようなことが議論になつたことにはございませぬです。企業会計の上から適正な経理をする前提でもって認められておることは、それはそのまま税制の上でも受け取つて税制を仕組む、こういうふうなことになるわけでありませぬ。

○川口委員 時間がありませんので、もう少しいろいろお聞きしたいのでありますが、次に大山参考人に一言だけお聞きをしないかどうも納得いかぬのですが、医師の優遇税制について、優遇というものと控除というものと、この解釈はわかりませぬ。参考人のおっしゃる解釈はわかりませぬ。しかし私は、一般給与所得者は、つまり五十万から五十万、基礎控除二十九万なら二十九万というものの控除に立つて納税というものは行われておるけれども、お医者さんに限つては七二%全額控除だ、そこが一つの特例だといふふうになつておるわけですね。ですから、一般の給与所得者と同じような方法で税の計算が行われるといふことであればわかるわけですが、どうも大山参考人のおっしゃつた意味が、この辺のところから少し私のみ込みなかつたのですが、いまだ一度簡潔にひとつお知らせをいただきたいと思います。

○大山参考人 まず第一にはつきりさせておかなければいけないことは、給与所得者の場合、雇用関係にあるといふことで、これは給与所得といふことになるわけでございます。それから医師の場合、これは、いま問題になつておりますのは事業所得

としての医師の問題でございますから、これは全く異なっているわけでございます。

ただし、先ほどお話ししましたように、いま二十九万円というお話があったのですが、私はこう思っております。じゃ、医師が二十九万円で一年間生活できるかどうか。これは現在、所得税法に決まっているわけですから、そこらあたりの関係で考えなければいけないのじゃないか。二十九万円だから七二%がいいということじゃなくて、先ほどお話ししたように、七二%のうち、会計検査院の報告によると、大体二〇パーが特別措置だと言われているわけですから、その二〇パー部分に、先ほど言ったように医師のいわゆる自家労働、まあ先生方は自家労働という言葉は好まな

いかわりませんが、やはり自分自身で働いているんだ、その控除を、いわゆる勤労所得者としての必要経費をどう税法で考えているのか、それが現在ありませんので、それが非常に事業所得全体の共通の問題になっておる、そういうふうには考えております。

○川口委員 そのままで結構ですが、お医者さんの場合は事業税を払っておりますか。
○大山参考人 事業税を払っておりません。
○大村委員長 許可を求めて発言をしてください。

○川口委員 ちょっと時間がありませんので……
事業税を払っておらないのですよ。ですから、形の上では一般給与者のような形に扱われているわけですよ。にもかかわらず、控除の割合が違うというのは不公平だ、こういうふうには私も思っているわけですよ。いかがですか。

○大山参考人 何が不公平かということ、たとえば事業税がかかってないとおっしゃる。じゃ、広告宣伝業もいま事業税がかかっておりませんね。(川口委員「ほくはお医者さんのことを聞いているのです」と呼ぶ) いや、お医者さんの問題を出されたが、事業税がかかってないということ

○大村委員長 簡潔に願います。
○大山参考人 ですから、事業税がかかっていないから云々ということじゃなくて、これは事業所得と給与所得と全く所得の性格が違うものでございまして、その次元は別として考えなければいけないと私は理解しております。

○川口委員 まあ議論はありますが、結構です。次に、委員長、もう一つだけちょっとお聞きしたいのであります。
それは中村参考人一つお願いしたいのです。先ほど税理士のお立場についていろいろ陳述があったわけですが、特にどうも最近における税理士の立場は、ややもすると権力等の圧力が加えられて、納税者の立場になるよりも、むしろ税務署の立場にならざるがちなものであるというふうなお話があります。この点について。

いま一つは、いまもちょっとお話がありました基礎控除二十九万円というものがあつたわけですが、これは高額所得者にとりましては二十九万円でも場合によっては、妥当性は別として、あれです。低所得者が基礎控除二十九万円よりないということ。ですから、そういうふうな考えますと、二十九万円というものは果たして妥当な基礎控除の額であるかどうか、この点についての御見解。それから、いま納税の時期に入っておりますが、利子の分離課税というものの実態について、限られた時間でありませんが、ごく簡潔にひとつお話を願いたいと思っております。

○中村参考人 税理士会におきましては、税理士法附則三十項によりまして特別な税理士試験というものがあつて、これによって多大の税務職員が税理士となります。そういう関係で、税理士の納税者の代理という権利意識が薄いので、先般の大阪合同税理士会の選挙であるとかいろいろの選挙に税務署が介入してくる。これをはねつけるというふうなことがよくできない。だから、一般納税者といつたしましては、税理士が納税者を代理するという認識が乏しい。こういうことが結局

税務行政に対する不公平感というものを助長して

おるように感じます。
その次に、基礎控除でございますけれども、政府は最低所得を二百二、三十万円というようにおっしゃっておられますけれども、一般の事業所得、要するに零細企業というんですか、たこ焼き屋であるとか八百屋さん、こういうので小さく、自分の体一つで働いているという方は、基礎控除二十九万円が最低限度でございます。二十九万円といつますと、月二万五千円にも達しません。生活費から見ると、やはり月五万円生活費が必要としますと、年六十万円。これが二十九万円引きますと三十一万円、税額一割で三万一千円、これぐらゐの所得の人が三万一千円三月十五日に払うということ、非常に苦痛を感じるわけなんです。そこで、もっと基礎控除の引き上げということを考慮、配慮していただきたいと思つてます。

それから、利子所得につきましては、低額所得者は利子を得るために銀行に預金するんじやございまして、大体金庫番、要するにお金を預けておつたら安全だ、どろぼうにとられない、火事でも失われないということで、低額所得者の銀行預金とかは大体そういうものであります。したがって、利子所得に対する貯蓄奨励という優遇制度は、もろこれはお金持ち、大資本家、そういう者に対して大きなメリットがあるんで、貧乏人には余りメリットはありません。ましてや源泉所得税二〇%といつますと、本当の零細所得者というものには全く効果はないような状態でございます。だから、利子所得に対しての総合課税というものは早期に踏み切るべきじゃないかと思つてます。

○川口委員 どうもありがとうございます。終ります。
○大村委員長 官地正介君。
○官地委員 参考人の方々におかれましては、大変に御多忙の中お越しをいただきまして、貴重な陳述をいただきました。初めに厚く感謝を申し上げます。私に与えられた時間も限られておりますので、

税制調査会会長並びに井手参考人を中心といたしまして、若干の質問をさせていただきます。最初に、井手参考人にお伺いをしたいと思います。
今回の租税特別措置法並びに国税収納金の整理資金の改正につきまして、やはり一番大事な問題は、一つは、いかに不公平税制が改善されるか、またさらに、現在のこの不況克服という国民の重要な課題に対してどう貢献をしていくか、さらには、当面する財政の危機をどう克服していくか、こういうようなところに私は集約をされるのではないかと思つてます。
そういう点につきまして、特に井手参考人からは先ほど来、特に景気対策については評価はできるが、効果についてはどうも一考を要するのではないかとというようなお話がございました。また、不公平税制についても、租税特別措置法の整理合理化が促進はされておりますが、しかし私たちが見ますと、引当金あるいは準備金の制度など、国民の立場から見ますとまだまだ大企業に優遇されているのではないかと、こういう批判もあるわけでございます。さらに積極的に改善を進める必要があるのではないかと。また、今回のこの改正におきまして、ある意味では社会福祉の向上といった面の立場というものがさらに増幅されなくてはならないと思つてます。たとえば高等学校などはすでに九〇%を超える進学率でございます。そういう中から、教育減税の導入をすべきではないか。あるいは住宅ローンにつきましても、いわゆる中古住宅についてもさらに幅を拡げるべきではないか。あるいは最近大変に家賃あるいは部屋代が高くなつております。こういうものについても何らかの住宅控除を考へるべきではないか、こういうような提言を私たちがしているわけでございますが、そういう点を含めまして、先生の御意見を聞かせただければありがたいと思つてます。
○井手参考人 第一点でございますが、今回住宅ローン減税等々があつたけれども、一応は評価す

るけれども、その効果については必ずしも評価できないうような点でございすけれども、大体私は、租税政策で国のいろいろの政策を行うという事は基本的には反対なんです。基本的には、租税はどうか徴収するか、税制はいかにあるべきかという、財政支出を十分に満たすだけの取入を租税をもって上げる、その税の取り方は公平でなければいかぬ、これがもう基本だと思つてすね。ですから、租税制度のあり方はいかにあるべきかという、公平であるということなんで、税負担の重い、軽いはありますけれども、公平、不公平ということが国民の納税意欲に非常に影響するのですね。税金を出さなければならぬことはだれでも知つて居るけれども、こんなに不公平な税金だつたらばこれは出したくないということなんですよ。これはもう隣組、近所を見ましてもはつきりわかる。明らかに暮らし向きの方の方が自分よりも所得税や住民税が少くないという事はよくあるわけですね。これが納税意欲を削減するのです。税負担が重い、軽い、負担率というよりも、公平、不公平が非常に重要なんです。

ですから、租税制度はいかにあるべきかということ、根本においては公平でなければいかぬという事です。それを、経済政策だ、景気政策だというふうなことで増税したり減税したりするというふうなことで租税政策を、税制を利用してそういう国の政策を行うという事は、私は基本的には反対なんです。みだりに税制を利用して国の政策を行うという事は、これは国家政策の貧困化を来すと思うのです。本当に問題を解決するための国家の政策に取り組んで、どのような政策を行うべきかということを努力をもって政府も国民も考えなければいけない。そういうことがめんどうだから、むずかしいから、それをやめて、早速はその辺ならば減税をしよう、景気が立ち直らない、国内需要が足りない、設備投資需要も足りない、それで減税をしたらいいだろう、そういうふうなふうにも何でも税金でもっていくというの

は、非常に安易な考え方であつて、国の本来の経済政策に取り組む姿勢の貧弱なことですね、そこから来ていると思うのです。

ですから私は、この特別措置であれ何であれ、とにかく何でもかんでも税制によって経済政策を行うという事は基本的には反対なんです。基本的には反対ですけれども、やはりそこにはそういう税制をもつて行わなければならないという必要性を絶対認めないわけじゃないのです。ですから、必要最小限度にそういう税制を行わなければならないということですね。住宅ローン減税にしましては、今現状においては私はそういう意味においては、一回現状においては私はそういう意味においては、効果のない既存の特別措置は遠慮会釈なく撤廃していかなければならない、そういう考え方です。それから、住宅ローン減税にしても投資減税にいたしましても効果が怪しいという事は、これは五十三年度の予算案全体あるいは国の景気回復政策、その総合的なメカニズム、それとの関連において、こういうふうな住宅ローン減税なり何なりの効果が出てくるかどうかということが問題になるわけです。だから、全体としての政策体系というものが欠陥があり、あるいは不十分であるならば、こういう個別的な減税政策というものは効果をもたらしえないわけですね。幾ら住宅ローン減税をやつたって、土地も買えないし、家も建てられないという事にもなりません、幾ら投資減税をやつても、設備投資意欲というものがわかないという事になる。こういうのは根本の政策じゃなくて、全体の国の政策のメカニズムの中にはめ込まれて、そうして全体として始動していくんです。動くんですよ。全体のメカニズムがなくなつて、その中にこういうふうなものだけが、機械の歯車がぼつぼつとはめ込まれたって、全体は動かないですよ。私はそういう意味においては、個々の住宅ローン減税とか投資減税というものの存在は一応評価する、しかしながら、全体の政策のメカニズムにおいて多少問題があるので、だか

らその効果が十分ではないのじゃないかという、その心配をいたしておる、こういうふう存じま

す。

次の問題、引当金などの問題。税制が不公平であるというときには、いわゆる租税特別措置が不公平だと言われておりますし、準備金の制度あるいは特別償却の制度というふうなものは、これは利益留保なんだ、本来ならば税金がかけられるものを損金として落として税金をかけないというんだから、これは優遇税制である、不公平である、しかも現実的には大企業がそれを活用しているんだから非常に不公平である。これはそのとおりだと思つてすけれども、引当金の制度というふうなもの、これは負債性でありまして、企業会計原則からいっても認められておるし、特別措置じゃなくて、たとえば給与関係、法人税法本法の中に組み込まれておる、だからこれは負債性だから不公平ではないかという、そこが問題なわけですね、先ほどちょっと申しましたように。

先ほどは退職給与引当金の問題でありまして、一万人なら一万人の従業員が一斉に退職した場合の退職給与引当金を計上しておくということですが、これも、実際の利用率は七、八%だ。それじゃ企業が倒産したときにその退職給与引当金で全員の退職金を支給するかと、そういうことじゃなくて、そういう退職給与引当金というのは別途に運用されておつて、倒産会社というものはその従業員をそのときは一斉に解雇するならば、そのときこそ退職給与引当金が大いに利用されるべきだけれども、その金はないというふうな現象もあり得る。ですから、これは明らかに再検討する必要がある。引当金制度だ、本法だ、企業会計原則や会計学で負債性だということ、これはもう優遇措置じゃないというふうには簡単に言えない。

んが再検討をする必要があるんじゃないか、こういうふうな考え方をしております。たとえば先ほど申しましたような法人の受取配当の益金不算入というところでありまして、優遇でも何でもないのだけれども、現実において優遇感がどうも常識的に払拭できないとなるとやはり検討の余地があるし、それから、個人株主の配当所得控除制度にしましても、これは法人税と所得税の二重課税を排除するのだと言ひましても、これは一つの税理論から言つて当然のことなだけだけれども、優遇でもなんでもないけれども、やはり常識としてこの問題になるのです、感覚的には不公平。感覚的には不公平なことが十分に真実であることもあるのですからして、もっと広く、いわゆる狭い意味での特別措置、準備金、特別償却というのを越えて、広くこの税体系を謙虚に洗い直してみよう。一概に引当金が悪いというわけではなくて、それはやはり財政学者、税法学者、会計学者、商法学者、こういう者が集まって研究をする必要があるのではないかと、そういうふうには私は思つております。むずかしい問題ですけれども思つております。

それから最後に、福祉政策はいま非常に必要でありまして、いろいろ御指摘がありました教育減税あるいは住宅控除等々、あるいは住宅ローンに中古住宅を取り戻めというふうなことがございまして、先ほど申しましたように、私は基本的には余りに租税政策に依存し過ぎるという事は反対ですけれども、先ほど申し上げましたように、最小必要限度やるべきだ。ですから、徹底的に、既存の使命の終わったもの、効果のないもの、そういうものを整理した上で、新しい角度から必要なものは積極的にやらなければならぬ、しかも福祉政策と内容的にマッチしたものは、つまりそれは、そういう特別措置というものは税制の不公平を満たさないわけなんです。内容的にも、たとえば教育減税にしましても、住宅控除にしましても、これはその内容そのものが福祉政策とマッチしているのです。ですから、そういうふうな意味で

企業対策ということについては、税制でいろいろと御配慮いただいておりますことはよく知っております。しかしながら、すでにもう大多数の方が認められていらっしゃるが、いわゆる中小企業の卒業生とも言うべき中堅企業、この対策については依然として手つかずの状態が続いているのではないかと懸念しております。現実には経済社会にあってこの中堅企業の占めている率は、その会社数あるいは従業員数、さらには上げては利益、したがって納税額等々から考えまして、ほつておいてよい問題でないと思っております。こういう状況の中から、現在までの税制調査会の審査の中で、この中堅企業に対してどのようなお取り組み方がなされてきたか、お差し支えないところでひとつ状況等を御説明いただきたいと思います。

○小倉参考人 中堅企業というふうに特別に取り企業とすることだけにしほつて税制のあり方をいかにすべきかということ、特に討論したことはございせん。ただし、いろいろの税制を考へます場合に、たはいわゆる中小企業と大企業という関係のみだけでなく、中堅企業と大企業とを頭において討論することはときどきございました。ただ、中小企業対策といったようにまとめた国としての政策があり、あるいは役所があるということでもないというようにことが反映しておるのでしようか、中小企業でなくて中堅企業対策としての税制ということについては、特段の考慮は、私の管見でございせんが、税制調査会としては余りしてないかと思つております。

ただ、たとえばこういうことはありました。まあ意見の相違があるかもしれませんが、例の会社臨時特別措置、利得の特別措置でございせんが、あれを復活しろという御意見もおありのようですが、あれは廃止するのはいんじやないかということに税制調査会として結論を出しました一つは、あれはいわゆる中堅企業で、中堅企業について酷ではないかというような考慮はたしかあつたかと思つております。

○高橋委員 私は、その対策が遅きに失することをおそれますので、今後ともいろいろの場で、特に税調の場でひとつお取り上げいただきまして、特に国の企業についての線引きが、中小企業かそつではないところかという二つに分けてございませうので、この線引きだけでよいものかどうか、ひとつ実態から御判断いただきまして、差し迫つた問題としていろいろお考えをいただきたいとお願ひを申し上げておきます。

そこで次に、肥後参考人にお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど来先生、またかねてからそのような御発言をいろいろな場所ですていらつしやいました。住宅ローンの減税よりも先駆けて土地税制を少し考へるべきではないか、これがなくしては住宅ローン減税も本来の効果が上がらないんじやないかというふうな御発言だつたかと思つております。

そこで、いまもう一度に検討の段階に入り、また私たちの党としても検討を始めておりますが、土地バンク構想、土地銀行構想、この土地バンク構想について先生の御所見をちよつといただきたいと思つております。もちろん前提としては、土地に対する意識革命があるかと思つておりますけれども、この辺を踏まえての土地バンク構想について、先生の御卓見を承りたいと思つております。

○肥後参考人 お答えいたします。

あの土地バンク構想そのものについて、まだ私掘り下げて研究しておりませんけれども、やはり土地というものを投機の対象とすべきではない。

（綿貫委員長代理退席、委員長着席）

土地というのは、私有財産権を尊重するといふ意味では当然でございせんけれども、これはやはり特別の非常に公共性の強い財産であるという見地から、これについて何か公共性を持たせるような運用の仕方というものを、土地バンク構想を含めて検討すべきではないか。いまのような状況では、要するに賃金の値上がり率とのバランスがこの経済基調の大転換で狂つてまいりましたので、従来のような発想で果たして住宅建設が促進

できるか、あるいは持ち家対策といったようなものが促進できるか、非常に疑わしくなつておるんじやないかと思つております。

○高橋委員 ありがとうございます。この辺も先生いろいろとまたお力添えいただきまして、ひとつこの土地バンク構想を御一緒に考えさせていたいただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、小山参考人にお伺いをいたしたいと思います。

お立場もありましようし、企業中心にいろいろとお考えになることは当然であらうと思つております。ただ、現在まで行つてまいりました特別償却を柱にするいろいろな企業優遇策、これがどうも大方の方から見ると何か不公平であるという印象を取り切れないでいる。私自身はいろいろの場所でもまた国会内部でも、この投資減税を含めてむしろ減税積極論者でございせん。そうであればあるほど、企業側に対して、いろいろとやはりいままでやつてきたことの反省もしていただかなければならないことも私はあるかと思つております。

たとえばかつてある機械の特別償却を考へた、たとしてその細かな仕様が発表になつた、ある機械はこういう仕様であれば特別償却の対象になる、それが二分の一であつた三分の一であつた、どうもその対象の機械をお考えになつたときに、どうもその発表された細かな仕様というのは、特定の企業が御自分のところで購入予定か、あるいはすでに購入を以てした契約をしておられるものに対してはめつたような条件がたたくさん出てきていた、こういうふうな具体的な問題が、かえつて基本的に税制として、政策として取り上げて、あるべきものを曲げてしまつて、それがまた逆に大せいの方向へ行つてしまつた。そういう点を踏まえて、いろいろのお立場もございせんけれども、先生のお立場から、ひとつこの過去の特別償却に対する取り組みについてお考えになることがありましたら、お伺いをさせていただきますと思つております。

○小山参考人 お答え申し上げます。

ただいまの質問の具体的な事実につきまして、私ども実は伺つておりませんので具体的に申し上げることはできません。ただ、いま御指摘のありました合理化特別償却につきましては、現在ではほとんど整理が行われまして局限されたものしか残つておりませんので、その問題については、もちろん今後具体的な問題があれば、私どもとしてもその姿勢を正すように関係の方面の方々に話をしてまいりたいと思つております。しかしながら、一部のそういう誤つた活用の仕方が租税特別措置そのものに対する批判となつていふようなことがあれば、非常に私どもは残念だと思つて次第でございせん。

○高橋委員 私は、あえて具体的な例を申し上げたわけでございますけれども、過去のそうしたことの積み重ねが今日になりまして、いろいろと正當な判断を妨げているということをもひとつ十分に御配慮願ひたいと思つております。特にこのところの経済環境の中で、国の基本方針としての付加価値を高める作業に対しては、これは時限であるとかあるいは特例だとかというのじやなしに、基本的にもう柱として持つべきだといふ、そういう党の立場も、また私自身の立場も持つておりますので、そうであればなおのこと、先生方にも一つお願ひは、過去のそうした過ちを繰り返さないようにしていただきたい、それが国としての方向づけに少なからず妨げになつてしまつたということも御反省をしていただきたいと思います。大変恐縮でございせんけれども、あわせてお願ひを申し上げておきたいと思つております。

最後になりましたが、井手参考人にお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど先生もちよつとおつしやつておられました、退職金引当金の積み立てでございせんが、従来これは企業に対しては何か優遇策であるように思われてまいりましたが、お話しのように、仮に今日のように倒産、しかも連鎖倒産などで、直接自分の責任ではなしに、いわば突発的に起こる

ような場合には、退職金の積み立てがあつた方がよい場合もあると思うのです。そういう点を踏まえて先生にひとつ重ねて、この退職金引当金についてのお考え方を述べたいかと思つておりますが、いかがでございますでしょうか。

○井手参考人 退職引当金は、もちろん従業員の生活を守るという意味におきまして非常に重要だと思つております。だから、あつた方がいい、ないと危険だと思つておられます。ただ、いま全従業員が一斉に退職した場合を踏まえて積み立てられておられるようでございますけれども、それが少し過度であつて、その積立金の計上額に対してその利用額といつては、ふだん正常に活動しておる企業においては、それほど多額のものを引当金として、いわば負債性のあれとされているという事は、一種の利益留保的な要素が相当にあるのではないかと、この積立金の額を、やはり積立率を減らすという事が望ましいのではないかと、思つておられます。

それからなるのは、一遍に退職するということはありませんけれども、倒産すればあり得る。本当に倒産してしまつて、全従業員が明るく日暮らしに迷つてしまつた場合には、たまたま全従業員のための退職給付引当金がちゃんとそこにあつては非常にいいことだと思つておられます。ですから、そういう意味においては、倒産するところから、私、実際企業を経営しているところからいふと、ある文獻などによつて知り得たところによつて、そういう退職引当金の積立額は、いろいろ多目的にふだん利用できておつて、多くの目的にあるいは他の目的のために利用することができるといふようになっておる。そして、現実には、倒産したときに、その退職給付、まさに退職給付と支給金として利用できないことがある。倒産した場合に何もない。私は実際にそういうことをやつていまして、わかりませんけれども、ある文獻によればそういうことが書いてありますので、ふだんは全部退職することはあり得

ないといふことと、たまたまこのごろのように倒産といふこともあつると一斉退職といふことになるかも知れませんが、一斉退職した場合にどうであらうかと思つて見たら、そういうことがあつたといふようなことでもありまして、そういうことであつたならば、この退職給付引当金の仕組みといふものは多少検討すべきではないか、か、こういうふうなことを考へておるわけでございます。

○高橋委員 ありがとうございます。最後に、小倉参考人に再度お尋ねしたいと思つておられますが、税調の段階で例のタックスヘイブンを対策をお考えになるときに、経済合理性の追求といふことが主であることは、私はこれはもう当然だと思つておられますが、ここへいわゆる発展途上国を含めた経済協力という観点からのお取り上げ方は何か税調の段階でございましたでしょうか、その辺をひとつ最後にお尋ねしたいと思つておられます。

○小倉参考人 タックスヘイブンの特別の税制を考へます際に、特に発展途上国に対する経済協力との関係は論議にならなかつたかと思つておられますが、何か特に注意すべきことがございませうか、お示し願ひたいと思つておられます。

○高橋委員 残念なことに時間が参りましたのであれでございませうが、私は、タックスヘイブンの対策として、一つには、国内の連結決算方式の中へ組み込むことができないものかどうか。もう一つは、やはりできればその地で上げた利益はその地において積み立てておいて、その地域への何らかの形で再投資等に振り向け、そういうことを考へた上での経済協力といふことを、実は腹案として持つておるものでございませうか、この問題のさらなる進展の中で、経済協力を含めたタックスヘイブンの対策を考へるのがこれからの私たちの国の姿勢ではないかと思つておられます。どうぞひとつ御記憶を願ひたいと思つておられます。

委員、終わります。

○大村委員長 荒木宏君。

○荒木委員 参考人の皆さんには御苦勞さまでございませう。

初めに小倉参考人にお尋ねをいたしますが、先ほどの御意見で、租税特別措置については整理合理化を進めてきた、こういうお話でございました。ただその中で、個々の税目については調査会で諸般の事情これあり十分な審議ができません、全体についての指針を示すといふことは、そうした作業だといふ経過の御報告がございました。確かに私も同つておられますところでは、期限でありませうか、また目的に照らしてどうであるか、また効果との関連で検討すべきか、それなりに一定の物差し、判断基準をお示しのように何つておられます。

しかし、私がお尋ねしたいのは、個々の税目のそれぞれに掲げられました政策目的、それとの関連はもとよりあるかと思つておられますが、同時に、税制本来の機能といふことが役割りといふことが、それとの関連で、全体として果たすべき役割りがどうであるか、個々のことについて立ち入るなにかなくとも、全体としてのそうした内容に立ち入つての論議といふものがいかになされるか、あるいはかといふことをお尋ねしたいわけでありませう。

企業税制が、税制本来の機能である景気調整機能をどのように果たしているのか、会長としての御認識を伺いたいと思つておられます。特別償却あるいは割増償却、各種準備金、それぞれの時期にそれぞれ項目についてそれぞれの目的を掲げて設けられてきました。いま生産と需要の関係につきまして、量的に大変なアンバランスがある、また、国民のニーズとの兼ね合いで質的にも食い違ひが大きい、輸出不況と言われておられます。あるいはまた、輸出入のバランスが大変に失つておられます。量的にも質的にもそうでありまして、構造不況、円高不況と言われておられます。こうした原因にはいろいろな関係がございませうから、税制にだけその責めを求めるとは、必ずしも正確ではないと思つておられます。しかし、さりとて、従来皆さん方が個々の吟味を放棄してこられた特別措置、全体としての基準をお示しにはなつたけれども、それが期限、目的、効果という形式的な

側面にとどまつたといふ、そうした作業過程が無縁であつたといふ言ひ切れぬと思つておられます。そうした意味合いで、企業税制の景気調整機能に与えた特別措置の役割りといふことは、その再検討といふことは、吟味が必要なのではないかといふことで御意見を伺いたい。

あわせて、所得税は申すまでもなく、所得再配分の機能といふことが言われておられますけれども、総理府の統計その他によりまして、第一位と第五位の消費支出、格差が拡大する傾向があるといふ指摘もございました。所得税減税見送りといふ答申を五十三年度に向けてされたのでありますが、こうした点から、所得再分配機能における税調の論議の再検討といふこともあわせて御見解をお示しいただきたいと思つておられます。

○小倉参考人 まず、特別措置についてのお尋ねでございますけれども、まず特別措置についてどういふふうな検討しているかといふことに関連しての部分について申し上げますと、繰り返しの部分については、個々のアイテムについて特段の深い討議をしないと思つておられますが、これは税制プログラムの問題には違ひありませんが、ほかのこととは若干趣が異なつて、それぞれ他の産業経済政策、個々の産業経済政策の一つの手段となつておられる面が大部分でございませう。そうしますと、個々の産業政策、経済政策を担當している役割、あるいはその背後にある団体もあつたけれども、あるいは業界もあつたけれども、少なくともその政策を担當しておる役割りもあつたと思つておられます。これとの折衝が必要になつてくるわけですが、税制調査会はそれを構わずに、調査会だけの内部の討議で結論を出すといふことも考へられなくもありませんけれども、各方面の具体的な個々の業界、産業についている人が集まつておるわけでございます。ですから、どうも個々の審議はしにくいといふことがございませう。また、若干のものについてはできることがあるでしょうけれども、これについてはまた時間的な制約があるといふことで、先ほどのように大まかな方針でまず考へても

らって、その上での各省との折衝の結果を調査会の場面に登用願って締めくくりをする、こういうようなことになるわけでございます。

その際でございますが、従来どういふふうにかえておったかと申しますと、一つは、中小企業の関係の優遇措置、特別措置についてはできるだけそれは尊重して、それからもう一つは、少額貯金の優遇というふうなこともございますが、これもできるだけ尊重して、したがって、残りましたところは、中小企業対策でも十分目的を果したものであるか、あるいは一般的なになかなか効果の上がらないというふうなものか、あるいは特に大企業の優遇に過ぎるといふふうなもの等について焦点を置いて整理をする、こういうことになるわけでございます。

お尋ねの最後の点でございますが、あるいは要点かと思えますが、景気調整との関係でございますけれども、租税特別措置については、特段に景気調整との関係を考えて措置をしているというものは、全くないというわけでもないかと思えますが、そうないのではないかと思えます。たとえば今回新しく御審議を願う投資促進の税制などは、これは景気対策との関係もございまして、一般的にはそういうものは少ないのではないかと思えます。したがって、お話しのようなそういう観点から特に今回御審議をしたということはないかと思えます。

ただ、特別措置の観点とは若干違つて、一般的に経済の景気の調整ということについては、税制がどういふ役割りを果たし得るのであるかという点については、基本的な問題として討議をいたしましたことにはございまして、これについては、結論を定めておりませんが、どちらかというところ、これは租税法主義等々の関係がございまして、若干消極的な意見ではなかったか、こう思っております。

○荒木委員 時間の関係がありますので、私は、いまの御説明に、二点をつけ加えるにとどめたいと思つております。

同僚委員から税制調査会のあり方といふことか、権威の問題に於ける御質疑がありました。確かにいろいろ実態との関連では、関係省庁との接触あるいは事実調査その他が関連をまいてまいりまますから、実務作業としてはなかなか大変なことは容易に想像できるところであります。しかし、総理大臣の諮問機関とされておられますゆえんのは、単に地方税制が絡んでおられるからという、それだけのことでなからうというふうな思ふのでございまして、私は、税制調査会がいままでの高度成長時代の経済運営に果たしてきた皆さんの役割りといふものを、世を挙げて安定成長に切りかえていくと申しておりますときに、いろいろ税制面では、一般消費税の導入の問題とか財政危機の解決の問題で論議をされておられますけれども、そうした批判、再吟味、検討がされておられます経済全体とのかかり合いをさらに十分検討されることを期待したいと思つております。

時間の関係がありますので、大山参考人にも一言伺つておきたいと思つております。

先ほど診療報酬の特例についての御意見の陳述がございました。医師の平均的所得と申しますか、平均的な収入階層に対する軽減額はどのぐらいになるか。先ほどは、会計検査院の算術平均的には七百万というところについての作爲的な発表の仕方という御指摘があったように思つて、触れて、一億円以上が千七百万幾ら、千五百万円以下の所得の場合には六十二万幾らと分解してお話だったのであるが、実態の平均的な、一番多い医師の収入階層における軽減額はどのぐらいになっているか、これが一つでございます。

それからもう一つは、物の考へ方に関して、企業税制における各種準備金、引当金の手当て、措置とあわせて考えれば、これだけが特別措置の典型と言へるかといふような御意見もあつたように思ふのですが、片や企業税制は個々のアイテムがありますから、なかなか全体としてはとらえにくい面があるかと思つて、実績対比

との関連で診療報酬の方は約二〇%という御指摘があつたように思つて、企業税制との関連で、実績乖離はどちらが大きいかというふうにごらんになっておられるか、これをあわせて御意見を伺つておきたいと思つております。

○大山参考人 回答いたします。

まず最初の、私の経験では、会計検査院の区分で言います千五百万から三千万の保険の収入が、大体現在の開業医の平均値だろつと考へておられます。これですと、検査院の方法でやりますと、軽減額は百七十七万円という数字になつてまいります。これは単純に所得税法に従つて計算しただけのことでございます。

それから第二の、企業税制と実態との関係でございますが、これは、医師の問題なんか全然比較にならないくらい乖離、実態とのかけ離れがあると思つておられます。その一番いい例は、先ほどお例が出ておりました退職給付引当金の問題でございますが、これも私、ぜひ触れておきたいのですが、これはどうしてかといふと、退職給付引当金というものはあくまでも紙の上のものでございます。じゃその一億なら一億という引当金が預金か何かで別にリザーブされておられるかと申すと、これは全くそうじゃないわけですから、全く紙の上で、決算書に退職給付引当金というものがあつたというだけのことでございます。それから、これは先ほどから問題になつておられます労働者保護という立場でいくと、全く税法は何ら関知せざるというところになるわけでございます。

そういう点では、やはり企業会計の仕組みとすれば、もし退職給付引当金を現行のまま許すとすれば、十二、三年前にあつたような、その金額は別でございますが、特定預金というふうなそういうことを復活すべきであつて、要するに、それでも要資金額の四分の一きり保証はされてなかつたわけですが、そういう点で、やはり労働者保護という立場から見たら、はつきりとか絶対第三者が手を触れない預金なり、すぐ換金性のある資産で社内きちんと別建て経理して現金預金として

残しておくべきである。そういうものがないと、全く労働者保護にはならない。何兆円という退職給付引当金が、総額であつても、そういう点では全く労働者のためになつていないという、そういうことが企業税制と実態との大きな違ひではないか、このように理解しております。

○荒木委員 そう申しますと、大山参考人の御意見としましては、保険診療報酬の特例はこのまま手をつけず存続するという御意見になるのではありませんか、それともそれに比してより現状乖離の多い、不合理の多い他の企業税制その他の是正を図り、その上で診療報酬の特例措置についても合理的な改善を図るべしという、こういう段階論的な御主張になるのでしょうか、その辺はいかがでございますか。

○大山参考人 現在の租税特別措置法二十六条が全くそのままのまゝでいいとは思つておりませんが、しかし、たとえば先ほどお話ししたような千五百万から三千万の段階で検査院が出した平均経費との差額の四百五十七万四千円、これを医師の給料というふうにか考へれば決して高いものじゃないわけですから、やはりそういう先ほど申し上げましたいわけの事業所得における自家労働という問題と絡めて、ほかの全部の事業所得者と同じような観点で、いわゆる青色、白色を問わず事業所得者に自家労働を認めていけばという方向づけを私は考へておられるわけですから、それで現在の七二%のもの全部カバーできるかどうかということになると、いろいろ問題はありますが、そういう方向づけで進むべきだと思つております。

それから、どちらが先かということになりますと、たとえばいろいろ引当金、準備金、一般的なものだけで大体十兆円あるわけでございますから、仮にその十分の一、一兆円に対して課税しなつても、四兆億という税収がすぐ得られるわけでございます。仮に医師のこの税制を全廃したとしても、大蔵省の発表ですと千八百億から二千億でございますから、そういう税収の点から考へますと、やはり先ほどお話ししたような企業税制、

大資産家に対するそういう全面的な廃止の方が優先するであろう、そういうふうな理解しております。

○荒木委員 ありがとうございます。

○大村委員 永原君。

○永原委員 大分時間も過ぎましたので、簡単に伺いたいと思います。

まず最初に、小山参考人に伺いたいと思います。先ほど経済全般の動きの中でお話がございました中で、雇用問題ということが非常に強調されました。日本においても、離職者対策をやったり、あるいは企業になるべく失業予防の手当てをしたりいろいろはしていますけれども、先ほど数字を挙げられたような状況になっております。そういう中でお触れになったように、カーターの減税政策、この中で特に雇用問題が取り上げられているように思います。世界的な同時不況の中でそれぞれの国が悩んでいるこの雇用問題で、七七年、七八年じゅうに七六年と比較して二%以上増員した企業に對し一人当たり二百ドル、一社当たり最高十万ドルまで税額控除をしようというふうな構想が述べられておりますけれども、こういうものに対して、税額控除は補助金であるとかいろいろな御議論が先ほどございました。そういうものも承りながら、こういう思い切った手を打つ政策に対してどういふようにお感じになっていらっしやるか、御意見を承りたいと思います。

○小山参考人 それでは申し上げます。

先ほど御指摘がございましたように、カーター提案は全く御趣旨のとおりでございます。私どもといたしましては、先ほどから申し上げましたように雇用問題を非常に重要視いたしておりますので、これには非常な関心を持って勉強いたしましたわけでございますが、ただ、こういうたぐいの税がむやみに広がるということについて、私どもは賛成するものではございません。ただし、現時点で雇用対策ということを考えますと、どうしても生産性の低い第三次産業に相当の雇用の吸収力を期

待たさなければならぬと思っておりますので、このような措置につきましても、期限を切るということとでこれを実施するということであれば、私どもは賛成でございます。

ただ、これを実施するにつきましても、イギリスにおきまして選別雇用税という制度が、幾つかの逆にイギリスの経済力を低下させるといったような弊害をもたらしたという例もございますので、十分その辺については留意をしながら、なおかつ雇用問題の重要性ということからこの制度につきましてもぜひ実現を図っていただきたい、かように考えます。

○永原委員 ちょっと就業構造の問題に関連をしてくると思いますが、生産性の低い三次産業への移動、こういうふうなお話がありました。日本の就業構造がアメリカ型でいくかあるいは西歐型でいくか、将来の経済の動向を先ほどお話しになりましたので、そういう観点から、あるべき姿について何か御意見がございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○小山参考人 たいだいまの件につきまして申し上げます。

私どもも、長期的に見ますと、サービス産業といいますが、第三次産業の方向に相当なウェイトあるいはまた就業構造が高まっていくということが必然的であろうかと思っております。

では、アメリカ型であるかドイツ型であるかということにつきましては、短期的に見ますと、やはりどうしてもそのいづれでもない形、つまり第二次産業の付加価値を高める、あるいは第二次産業に付帯するようなサービス産業が当面は伸びていく。そこにはおのずからサービス産業化と申しましても限界がございまして、アメリカかのように六割がサービス産業であるとかあるいはといったような形にいくということは、いまの時点では望みがないというふうな考えまして、先ほど、現行のサービス産業の中に雇用を吸収していくことを期待する、こういうふうな申し上げた次第でございます。

○永原委員 さらに二点ほど……。

先ほどお話の中で法人税の問題をちょっとお触れになったように聞いておりました。きょうは税調の会長がおいでになりますけれども、答申の中には、法人税についてはまだ若干引き上げの余裕があるようなことが書かれております。そういう中で、先ほどのお話もう一度詳しく伺いたいと思っておりますけれども、どういふようにお考えになっていらっしやるのか、御意見をいただきたいと思っております。

○小山参考人 申し上げます。

いまの税負担率の問題に集約して申し上げたいと思っておりますが、もう申し上げるまでもないと思っておりますが、日本の場合には法人税負担率が四九%強、それからドイツは五六・五二%、アメリカについては五二%という数字を恐らく念頭に置きながら、先ほどの中期答申の文言が出てきたのではないかと申すわけでございますけれども、私どもの立場から考えますと、日本の法人税率の計算につきまして、たとえば地方の法人税率あるいは法人住民税につきましても、ほとんどの都道府県といえますが、地方公共団体が超過課税をいたしております。その点を考慮して限界税率を適用しているという前提で計算をいたしますと、私どもの計算では負担率が五一・一%という数字が出てまいります。

五一・一%が出ましてもなおかつ、ドイツあるいはアメリカと比べて高くないじゃないかということになろうかと思っておりますが、この点につきましては、アメリカの場合には、カーター提案を加味して考えますと四九・〇四%になるというふうな説明もなされておりました。それだけではございませぬ、アメリカの場合には、租税特別措置の割合が、先ほど申し上げましたように非常に高い比率を占めております。しかも連結納税制度あるいはまた申告調整といったような制度がございまして、したがって、実際の負担率を見てまいりますと、個々の会社のことを申し上げてはいけません、アメリカの企業は営業報告書に表面税率

と実効税率の比較を書くことになっております。それを拝見いたしますと、一〇%ポイントから二〇%ポイントくらい税負担率が表面税率よりも軽くなるというふうな実態もございまして、したがって、私どもも国際環境の中で企業の問題を考える場合には、そういう本当の意味での実質的な負担というものを頭に置かなければいけないと思っております。

また、ドイツの件につきましては、これももう申し上げるまでもないと思っておりますが、インベンション方式ということで、配当の個人段階と企業の支払い段階との完全な調整というところで方式がとられたために、五六%という数字が表に出ておりますが、こういう新しい方式とそれから日本の方式とを比較する場合には、やはり個人、法人を通ずる負担率というところで比較をしなければならぬと思っております。この点につきましても、私どもも計算をしてみました結果、個人、法人を通ずる負担率で見ますと、日本が特に軽いという数字は出てまいりませんでしたので、御報告させていただきます。

○永原委員 経団連という立場にいらっしやるのであえて伺いますけれども、交際費課税の強化というふうなことがやはり不公平税制というふうな印象の中で語られております。こういうものについてどういふように受けとめていらっしやるか、お考えを伺いたいと思っております。

○小山参考人 申し上げます。

交際費につきましても、五十一年度の総額が二兆三億と記憶いたしておりますが、その中で七割弱のものが中小企業の利用である。私どもは、中小企業の利用であるから云々ということをお願いするつもりはございませんけれども、やはりこの交際費の問題につきましても、販売促進的な性格からこれについて費用性を認めるといふ前提に立っていると思っておりますので、販売促進的な目的を著しく逸脱するものについては、ある程度の課税強化もやむを得ないじゃないかと思うわけでございますが、その課税強化の仕方につきましては、

先ほど申し上げました中小企業の利用率等をも考慮いたしますと、私は、定額部分、四百万円の部分についても少し御検討になるのが妥当ではないかというふうに考えます。

○永原委員 最後に、小倉参考人にお伺いしますけれども、税の不公平感ということが皆さん議論されております。これは大規模の事業についていろいろ言われるのですが、実態は庶民の中でさやかれていく声が届かないようなものがあるかと思うのです。雲の上のような高いところに行らっしゃる会長さんにこういうことを言うのは失礼かもしれませんけれども、地域にはそれぞれ納税貯蓄組合があります。こういうところで実際個人個人のところからさやかな税金を集めてきている。そういう中で甲の人、乙の人、丙の人のいろいろ比較してみると、ここはこういう税負担でいいのかなという声もさやかにさやかれていくわけですね。こういう声も税調の中ではお聞きになる必要があるのではないかと気がしますが、そういう点はいかがでしょうか。

○小倉参考人 確かにお話しのように、末端の納税者が何を考えられているのか、納税ということについてどういう関心をお持ちになっているのかというところは、これは税調の時間を割いて、参考人として来ていただいてお話を聞くという必要性はあるかと思えます。いまでも若干そういうことはございましたけれども、それは末端の納税者の立場でのお話では必ずしもなかったもので、そういうことも試みたらよろしいんじゃないかと思えます。

もう一つ、不公平ということについて関連をいたしますけれども、一般に不公平税制、こう言う場合には、私どもは法律制度のことをすぐ頭に置くわけですけれども、一般の方々も不公平税制と言う場合には、実際税制じゃなくて、業態によって違ふとか、所得の把握率が違ふとか、それが非常に不公平になっているという面がむしろ多く語られておるんじゃないかという気がいたします。これはある意味においては徴税上の問題でござい

ますけれども……。したがって、不公平の問題を論ずる場合には、税制の上での制度の面と同時に、徴税上の問題もやはり相当考えておく必要があるんじゃないかという気が実はいたしております。

○永原委員 長時間どうもありがとうございました。これで終わります。

○大村委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席の上、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

午後六時三十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時四十二分休憩

午後六時四十四分開議

○大村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りいたします。

第八十回国会より継続審査となっております村山喜一君外九名提出の有価証券取引税法の一部を改正する法律案につきまして、提出者全部より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大村委員長 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○大村委員長 内閣提出、有価証券取引税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る一日、質疑を終了いたしました。

これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。有価証券取引税法の一部を改正する法律案につ

いて採決いたします。

〔賛成者起立〕

○大村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○大村委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表して綿貫民輔君外五名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。塚田庄平君。

○塚田(庄)委員 有価証券取引税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、提出者を代表して、その趣旨と内容を簡単に御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

御承知のとおり、個人の有価証券の譲渡所得に対する所得税の課税は、昭和二十八年に廃止され、継続的大量の取引等、一部の取引から生ずる所得以外には非課税とされているのであります。

この非課税措置が、税の公平感を著しく阻害することは、本法律案の審査の過程において再三にわたり指摘されたところであります。

この決議案は、以上のような状況に顧みて、政府に対し、個人の有価証券譲渡益に対する課税の強化を早急に検討すべきことを強く望むものであります。

以上が本附帯決議案の趣旨とその内容であります。何とぞ御賛成のほどをお願い申し上げます。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

個人の有価証券譲渡所得非課税の措置は、税の

公平を著しく阻害しているため、政府は有価証券譲渡益の課税の強化を早急に検討すべきである。

○大村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大村委員長 御異議なしと認めます。よって、本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。村山大蔵大臣。

○村山国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたす所存でございませぬ。

○大村委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大村委員長 次に、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。永末英一君。

○永末委員 租税特別措置法は、本則に對していろいろな政策的配慮から主として減免をやる

のでございますが、大蔵省の税務行政の多くの部分が、もちろん法律には典拠はございますが、通達等によって実務を処理されている部分が非常に多いのでございます。その面では私には、取引相場のない株式の評価の問題について少しく、その通達の適不適を念頭に置きながら質問を申し上げたいと思います。

第一に伺いたいのは、この取引相場のない株式の評価は、相続税の問題が起った場合あるいは譲渡が行われた場合等起ってあるようでございますけれども、一体この相続税に關して該当株式の評価が行われた件数、譲渡に關して似たような評価が行われた件数、ここ五年間ぐらいの傾向がどうなっておるか、お知らせを願いたいと思っております。

その場合に、類似業種比準方式でやられたもの、ないしは純資産評価でやられたもの、さらにはこれら二種を併合してやられたもの等がございますので、まずその件数をお知らせ願いたいと思っております。

○水口政府委員 お答えいたします。相続税及び贈与税におきましては、この財産の評価の問題でございますが、相続税法二十二条の規定におきましては、相続財産取得のときの時価により評価する、こういふふうにしてあるわけでございます。そこで、先生いま御指摘のように、この詳細はすべて相続税財産評価に關する基本通達、この中に規定してございます。

ごく大まかに申しますと、法人を大中小の三つに分けて、大きな法人の場合には類似業種比準評価方式、それから小さな法人の場合には純資産評価方式、これによって評価をいたします。それからちょうど真ん中ぐらいの規模の会社、その場合には、いま申した二つの方式の混合方式と申しますか、それを併用いたしまして計算をする、ごく大まかに申しますと、かようなことになっております。

そこで、ただいまお尋ねの件数でございますが、国税庁の統計で特にその件数は把握はいたしてお

りませんが、大まかに申し上げますと、大会社の場合の件数というのは比較的少ない、それから中会社が一番多く、小会社がその次である、非常に大まかなことで恐縮でございますが、そういった状況になっております。

○永末委員 税金は、これは数字で出てくるもので、したがって、この問題につきましても、多いとか少いかと少ないとかということではなく、数字でお知らせ願いたい。という意味は、戦後、わが国の税法体系の中で個人営業をやっているものが法人化をして、そのために非常に多くの法人ができておることは事実でございます。それが三十年近くの間を過ぎてまいりますと、それがいろいろなことが行われる。しかし、それはいづれも会社でございますから、それは株によって評価資産等々がそれに化体をしておるといたしますと、三十年もたてばいろいろなことがござい

ますから、そこに相続の問題も起れば譲渡の問題も起ってくる。したがって、普通の相続、譲渡、個人間の問題とは別に、いまのような種類の、取引相場のない株式を保有しておる会社において、そういうものが起っておるのでございまして、その件数はこのごろ非常に多くなっているのではないかと。そこで私は数字の提示を求めているわけですから、数字でお答えを願いたい。

○水口政府委員 はなはだ恐縮でございますが、ただいま手元に持ち合わせがございません。それで国税庁として、先ほど申しましたように、詳細な統計はとってございせんが、サンプル調査と申しますか、そういった数字はございまして、いま手元にその数字がないのはなはだ恐縮でございますが、先ほど申しましたように、大会社は非常に少ない、中会社が多くて、その次が小会社である、こういうことになっております。

○永末委員 手元に数字がないというお話でございますが、数字を持っておられるのですか、ここにはないということですか。

○水口政府委員 サンプル調査的な数字はあるわけでございます。

○永末委員 それでは、本法案の審議の終結までにはそれをお知らせ願えますか。

○水口政府委員 御報告をさせていただきます。

○永末委員 大蔵大臣、この問題は、いまのような歴史的経過の中ではなはだ重要な社会問題に現存しておるわけでございます。十年前にはこれは余り問題でなかつたわけですね。この基本通達でできたところは、問題があつたからできたのでしようが、それに該当していろいろなことがたが言われなかつた。しかし、それ以来いろいろな問題が発生している。したがって、サンプル調査ではなくて、やはりどういふような実態なのか、このことを明らかにしていただきたい。これに該当するものは百二十万ぐらいあるわけでございますから、したがって、やはりそういう的確な数字を基礎にこれからの御方針を立てていただきたい。その意味で、とりあえずサンプル調査があれば、この法案の審議終結までに数字をお知らせ願いたいことと、大蔵大臣の責任において、どういふ状態になっておるかということをお調べを願つて、後刻御報告を願いたい。

○村山國務大臣 承知しました。しかし私が想像するのは、恐らく相続税が多いいんじやないかと思うのですが、相続税の年間発生件数というのは大体決まっているわけでございます。やはり寿命でもって亡くなるわけでございますので、課税相続というのは非常に割合が少な

いわけでございます。したがって、恐らく百万ぐらいの会社があると思つて、ほとんど大部分が中小企業であると思つてございまして、一億以上の会社というのはほんの微々たるものでございまして。そこで、相続税の課税最低限が決まっておりますし、各種の控除が決まっておりますから、課税になる人が非常に少ないのではないかと思つて、恐らくそのときに財産の形態はわかるのでございまして。たとえば毎年

が幾らとか、そういうことはわかると思つて、いま言ったように、この通達でいけば時価評価をしたもの、あるいは純資産でやったもの、混合方式でやったものというものは恐らく統計的に出ていないで、サンプル調査かあるいはそれから推計したもののしか出ないんじやなからうかと思つてございまして、国税庁に命じまして、できるだけ資料を出すようにしたいと思います。

○永末委員 相続税としてとらえられている件数、これは確かに少ないですね。しかし、たとえば同族会社の同族の範疇に在る者が死亡し、その者についての所有株の相続が発生した場合、これは計算はされているわけですね。したがって、これから申し上げる計算の中に入らぬわけでございますから、そういう意味でひとつお調べを願いたい、こう言っているわけですね。

さて、いま直税部長が話されましたように、この基本通達によりましていろいろな評価の仕方が書いてございます。大会社、中会社、小会社に分けて、そして大会社につきましては類似業種比準方式をとる、小会社につきましては純資産評価方式をとる、そして真ん中の会社については二つを併用する。なぜ二つの評価をとっておるのですか。

○水口政府委員 御承知のように、取引相場のない会社と一口に申しても、内容はピンからキリまでございます。大きい会社で申しますと、資本金が百億円を超えるような大会社も幾つかあるわけでございます。また小さい方は、実態的には個人企業とほとんど変わらないといったような会社がたくさんあるわけでございます。

そこで、本来財産の評価というものは、取引相場にのっとつて評価するのが一番よろしいかと思つて、何分取引相場のない株式というものは、上場株式のように取引相場がないわけでございますから、何らかの工夫をせざるを得ない。そこで、大会社の方は、その会社は取引相場がないにいたしましても、似たような業種で似たような規模でもって上場されている会社が幾つかあるわけでございます。したがって、そういった会社をもとに

いたしまして、諸種の調整をした上で財産の評価

をするといったのが合理的な方法ではなからうかと思ひます。これに對しましてごく小さな会社は、上場会社と比較すると言つてもなかなか技術的に困難でございます。むしろ実態は個人経営の企業に近い、そういうことであらうかと思ひますので、純資産価額方式という事でやっておるわけでございます。

○永末委員 まず第一の、大会社と称せられる範疇に属する關係について伺いたいのでありませうが、いま似たような業種で似たような規模、こうきた。似ておるか似ておらぬかということが問題です。税務署の方は似ているように思ひけれども、受ける方は似ていると思ひぬかもしれない。あなたの方で決められた一応の計算によりませうと、七掛けにしていますね。何で七掛けにしておるのですか。

○水口政府委員 先ほど申しましたように、類似業種比準方式でもって価額を計算する、この場合には、類似の業種の取引価額をもとにいたしましたし、あと利益金額であるとかそのほかいろいろの要素でもって調整をするということでございますが、ただ、株式の価額というものはそれだけで形成されるものではなからう、いろいろの要因があるのではなからうかということ、いま一つは、何と申しましても取引相場のない株式は取引の価額がないわけでございますから、そういうことも考慮いたしまして、かた目の評価と申しますか、一応七割ぐらいということでごからやっておるわけでございます。

○永末委員 昔からやっていると云つたので、だからあなたの方のやっていると云つたので、証明せられるわけではございません。ともかく類似業種の上場株であれば、それは時価がはつきりしておるわけですか、それを基準にあなたの方は、その二つの会社の年配当金額とか、年利益金額であるとか、純資産価額、これは簿価ベースでありませうが、それをミックスして、それを三等分して、それに〇・七を掛けておる。御説明によりませうと、かたくしておるというのですが、〇・七の根拠は

何ですか。

○水口政府委員 お答えいたします。〇・七の根拠いかんと言われますと非常に困らうわけでございますが、要するに先ほど申しました理由でもって、取引相場のない株式というものは市場性、流通性に欠ける、そのほかの要因も考えまして、かた目の評価をしようということでお七を掛けておる。

なおちなみに、これは株ではございませんが、土地等の評価におきましても、やはり相続税の評価の場合にはかた目の評価が必要であるということと、従来から大体七掛けぐらいをめどにやっておる、こういう実情もあるわけでございます。○永末委員 かた目というのは、いまちようどあなたが触れられたように、市場性、流通性があるならば、それは価額がちゃんと経済社会で認められる、そういう価額が出るわけですね。まさにその流通性、市場性がないからそれがないのであつて、その流通性のなざというものが三割なんですか。かた目はわかりますよ。かた目という表現はわかるけれども、なぜそれが〇・七でなければならぬかという積極的な証明にはなりません。積極的な証明をやってください。

○水口政府委員 ただいまお答えいたしましたように、流通性、市場性がないということが最大の要因であらうかと思ひますが、そういうことをも勘案して七掛けにしておるということでございます。七掛けの明確な根拠いかんということになりませうと、非常にお答えがむずかしいかと思ひます。

○永末委員 大蔵大臣は専門家でございますが、この七掛けの根拠、あなたはどふ思われますか。○村山國務大臣 昔から、流通性のないのはやはり価額は下がるであらうというところは当然想像されるわけでございます。恐らく流通性がないというところに最大の着目をした七掛けではないかと思つておるわけでございます。

○永末委員 流通性がなければ、先ほどのような計算をしても、そのままではだめだという一つの

前提がある。したがつてかた目になる、内輪にへこむであらう。私もちつともわからぬのは、〇・七というのは何としてもわからぬ。天下の日本国の大蔵省でしよう、やはりある何かの数字があつて帰納してきた数字じゃないかと思ひけれども、だれかインスピレーションで考えたのですか。○・七、これでもう大体いいだらう。そこがわからないので聞いておるので、昔からつて、昔決めたときのことを聞いておるわけだ。

○水口政府委員 先ほど申しましたように、株式の類似業種比準方式におきましても、あるいは土地の評価等におきましても、〇・七という数字が従来から活用されておるわけでございますが、その明確な根拠いかんということになりますと、なかなかお答えがしにくい、こういうことであらうかと思ひます。

○永末委員 明確な基準は答えがしにくいということになると、これは不明確な基準である、こう了解してよろしいか。○水口政府委員 長年の実務を通じて、ほぼ適正な率ではなからうかというふうな考へておる。○永末委員 だから、先ほど実際にあなたの方からされた件数を伺いたつたのであつて、あなたの方の方は適正だと思つておる。しかし、評価をされた納税者側は適正だと思つていないと思つておる。そこに問題があるから、この質疑をしていくわけだ。それは私の理解では、はなはだ明確を欠いた基準であると思ひます。

さて、それはそれといたしまして、次に、類似の業種と言ひますけれども、昔裁判で負けたことがありますね。昭和三十七年、大阪地方裁判所の「(初)第一号贈与税審査決定取消請求事件」というので、あなたの方が類似業種だと言つたところが、それは裁判所の判決では、これは東洋化工という会社ですか、それが大日本インキを類似会社とした場合に、その「正当性についてはなお立証が不充分であるといわなければならぬ。」というところになつてしまつた。その理由としては、

事業の種類の一性が薄く、事業規模が大日本インキの方が八倍もありというふうなことで、事業規模の相違は見逃せない、こういうことで負けましたね。これは控訴しましたが、どうなつていますか。

○水口政府委員 ただいま先生がおっしゃいました裁判につきましては、控訴はいたしておりました。なお、この取引相場のない株式に関する訴訟というものは四件ございまして、そのうち二件は勝訴、それから二件は敗訴、こういうことになっておりますが、その判決の内容を見ますと、ただいま御指摘の判決につきましても、その基本的な点については、裁判所も理解を示しておるわけでございますが、具体的なその類似業種の選び方と申しますか、相応の点について十分でない点があつた、こういう判決であつたと思つておられます。

○永末委員 取引相場のない株式の会社とまことにびたりと同じ業種のものが上場されている場合、それはいいでしょうね。それは類推したつていいわけだ。しかし、まさに類似業種としてとり方に税務署側のきわめて恣意的な判断が加わるということになると、迷惑するのは納税者だ。これが一つの例なんですか。

それならば伺ひますが、あなたのところ、たとえば「昭和五十二年十一月分及び十二月分の業種別平均株価について」というのが、ことし各国税局長等に国税庁長官から出ておまして、これは「類似業種比準価額計算上の業種及び配当金額等の平均額(昭和五十二年分)」というのですが、それぞれ業種の名称がございまして、それにそれぞれ番号が振つてございまして、一番から百五番まで振つてある。これは上場株式会社でございますから、千四百ぐらいですね、一部、二部合わせて、千四百を百五に仕分けられておる。該当はどれですか、少ないものから上の方へ五つ言うてください。何番ですか。

○水口政府委員 この類似業種でございますが、これは先生いまおっしゃいましたが、われわれの方で、税務当局の方で類似業種として挙げています業種が百五でございます。それから、標本といったしました上場会社が千五百二十八社、こういうことになっておりますので、平均的な数字はおのずから明らかでございますが、一番少ないのはどうか、こういうお話でございますが、いまちょっと調べましたところでは、一番少ないところは三社というのがございます。

○永末委員 下から少ないのを五つぐらい、後で調べて知らせてください。

それから、その中で「卸売業」というのがございますね、七十二番から七十九番まで。これは九つ、いろいろな卸売業が書いてございますが、これは少ないのはわかりますか。

○水口政府委員 ただいま御指摘の七十二番から七十九番まで、この辺が「卸売業」になっているわけでございますが、たとえば七十二番について見ますと、「繊維品卸売業」ということで、その内容は「生糸、繭、繊維原料、糸、織物などの卸売業」、こういうふうな分類になっておるわけでございます。

○永末委員 それはそこに書いてあるとおりです。からわかってますよ。数が何ぼか。たとえば七十二番にしますと、「生糸、繭、繊維原料、糸、織物などの卸売業」。しかし、生糸の卸売業と繭の卸売業、繊維原料の卸売業、糸の卸売業、織物の卸売業、全部違いますよ。それを七十二番で一括しておりますかね。だから、たとえばここで聞きたいのは、もしあなたが七十二番で何社だと言ったら、その何社は何だということを知りたいわけですね。

○水口政府委員 七十二番の会社数は全部で四社でございます。

○永末委員 その内容に書いてございますが、内容は五、書いてあるわけですね。その四社は何に該当しているのでしょうか。

○水口政府委員 急のお尋ねでございますので、

その会社の名前はわかりませんが、どういふふうに結びつくか、いまちょっと即答はいたしかねます。

○永末委員 私が聞きたいのは、類似業種があるという前提に立っているわけだ、この類似業種比準方式というものは、ない場合にどうするんだらうということだが、もしこの方式だけならわからないわけですね。大蔵大臣、わかりますね、私の言っていること。しかもよくわからぬのは、この卸売業でも、七十九番は「その他の卸売業」となっている。それまでは、たとえば「繊維品卸売業」であるとか、その次、七十三番が「衣服、身のまわり品卸売業」、七十四番が「食料品、農水産物卸売業」、品目が変わっておりますから一見明白だと思ふ。ところが、七十九番は「その他の卸売業」。「その他」といったら、品目はどういふのがあつたか。

○水口政府委員 恐縮でございますが、いまちょっと即答しにくい面がありますので、調べて御報告したいと思つております。

○永末委員 調べてお答え願つたら結構ですが、「その他」と雑炊みたいに、卸売業ということに同じ業種かもしれないけれども、扱っている品目がばらばらであつたら、もしこれにひつけて類似業種の指定をせられた業種はえらいことになるでしょうね。だから、これの判決、先ほど負けた判決例を申し上げましたけれども、非常に危険なことをあなた方はやっておられる。

大蔵大臣、あるところでは、その類似業種の引張り方によつてはどうともなるんですと言つた税務署があると聞かれていますね。そんなことを聞かされる方は、とんでもないことですね。これは非常に危険なことです。やるならば一見明白、だれが見ても、すなわち納税者から見ても、それに類似業種の指定をされるのはあたりまえだ、こういうことではないといけませんね。

それで、小売も同じことだな。小売も四業種、四つに分かれておりますが、これは何社で、「その他の小売業」といふのはどういふ小売業を言つているのかわかりますか。

○水口政府委員 お答えいたします。「小売業」でございますが、まず「百貨店業」が二十五社、それから「飲食店業」が九社、「自動車小売業」が四社、「その他の小売業」が四十七社と、こういうふうになっております。

○永末委員 その「その他の小売業」といふのは、分類が細分されているから四十七になるのをごさいますよ。これにひつかけられたら困るでしょうね。これは平均値でございますから、それぞれ配当金額、利益金額、純資産金額等が書いてございますけれども、こんなのをくそみそ一緒と申すのでしようね。くちやくちやとみんな集めて平均値をとつてある。数字が書いてあると一見明白なようだけれども、実は何もかも物語らない数字である、こう思いますが、いかがですか。

○水口政府委員 私ども、全国で五百六の税務署に指示をいたしまして、アンバランスのないように執行しているところでございますので、なるべくわかりやすい形で国税局がこういふ数字をつくりまして、納税者から照会があつた場合には、すぐにそれを見せるといふふうなことでやっておりますので、中には、先生御指摘のような面もございまして、現状ではやむを得ぬのではないかと申すのであります。

○永末委員 私の方は、やむを得ぬと思わぬから、もっと明確にやっていたきたい、こう言つていられるわけですね。

この百五番、「その他の産業」といふのはどんな産業ですか。

○水口政府委員 これは文字どおりその他でございます。これにも分類できないのは、この「その他の産業」といふのを活用している場合が多いわけでございます。

○永末委員 あなたの方の言葉は活用だ。しかし、これに入れられたのはわけがわからぬですよ。だから、類似といふのなら、一見明白にわかるように分けて、そして、あなたの業種はこれですよ、その業種は、これこれの利益を上げ、株価はこうなつていふ、こうでないとわかりませんよ。それは活用じゃないですよ。それは悪用だ、乱用だ。いかがですか。

○水口政府委員 国税当局といたしましては、長年知恵をしぼつて、こういうような形に落ちついておるわけでございますが、なお、今後とも工夫してみたいと思つております。

○永末委員 上場会社の場合には、厳しい上場基準というのがあるにしまして、これに外れると上場取り消しを受けてしまう、こういうことですね。ところが、取引相場のない会社というのは、言うならばそういう基準に合致してない。したがつて、それを基準にやると、つまり上場会社というのは俗な言葉で言へば、それはどおりばな会社でしようね。りっぱでない、これは七掛けになるというのはいくわからぬのですが、もう一つわからぬことがあるのは、中会社に対して併用方式をとつておる。その併用方式をとる場合に、純資産額によつて評価をする場合に、あなたの方は併用方式の場合に大中小と会社を分けて、そしてまた、それを卸売業と卸売業以外に分けて、Lという数字を使つておる。つまり○・二五で計算する場合と○・五で計算する場合と○・七五で計算する場合。このLといふのは何ですか。

○水口政府委員 中会社につきましては、大会社の方式と小会社の方式を併用する、こういうことでございますが、単純に足して二で割るといふことではなしに、ここに書いてございますようないろいろな細かい基準がございまして、こういう基準をもとにいたしました。この中会社はより大会社に近いが、あるいは小会社に近いが、そういうことを見る一つの基準といたしまして、Lを定めまして、それによつていろいろな細かい計算方式をいたしているところでございます。

○永末委員 中会社になつた場合に伺いたいのですが、この類似業種比準方式が当てはまらないのはたくさん出てくると思つたのですが、そういう御経験はございませんか。

○水口政府委員 当てはまらないのも確かにございますが、そうたくさんあるというふうには聞いて

ておりません。どうしてもその特定の類似業種に当てはまらないものが出てきた場合には、これは各国税局においてケース・バイ・ケースで処理をするわけですが、先ほど申しました一その他の産業」を活用いたしましたり、あるいはそれも活用できないという場合にはまあやむを得ませんので、最も合理的と思われる方式によって計算をする、こういったやり方をやっております。

○永末委員 あなたの方の合理的というのと、受ける方の合理的と物差しが違うので、それで質問申し上げているのですが、先ほどの説明を受けましたけれども、○・二五と○・五と○・七五に何か積極的な意味はありますか。○・五から考えれば、こちらに半分行つたところが○・二五だし、こちらに半分行けば○・七五だ、こういう意味ですか。

○水口政府委員 このしもやや概括的な決め方でございまして、足して二で割るならば○・五だけではないわけですが、それでは余りにもラフであろうということで、一定のいりんな基準を設けて、○・五のほかに○・二五とか○・七五といったような数字を設けておるわけでございます。

○永末委員 目の子ですね。大体真ん中、真ん中の真ん中、こういう発想でつくられた数字ですね。○水口政府委員 余り細かく分けることもいがかかと思っておりますので、このあたりではなからうかと考えておるわけでございます。

○永末委員 いま三つの株式の評価方法があることを検討してきたのでありますが、もう一つございまして、配当還元方式と言われる方式でございます。これは同族株主以外の株主が株を取得した場合の評価でございます。この計算ですね、これは額面金額にその会社が払っている配当率をかけて、それを一〇％で割っている。何で一〇％で割っているのですか。

○水口政府委員 この配当還元方式は、わかりやすく申しますと、五十円の額面といたしまして、一割配当の場合は五十円、二割配当の場合は百円、

なお無配の場合は二十五円、この程度で評価をしよう、こういう趣旨で算式を定めておるわけでございます。

○永末委員 そのところがよくわからぬのだな。なぜ一〇％なのか。しかし、概算しまして、この配当還元方式で評価されました評価が一番安いですね。

○水口政府委員 仰せのように、類似業種比準方式であるとか純資産価額方式、これと配当還元方式を比べてみますと、一般的に申しまして配当還元方式の方はかなり安い金額になる場合が多いでございます。

○永末委員 この同族会社の場合、同族であった者が死亡して贈与が始まる。相続じゃありませんよ、死亡せぬでもええですけれども。要するにくれてやつたという場合に、非同族の者がその株をもらつたらどの評価でやりますか。同族であった者が非同族の者に株を贈与した、その場合どうなりますか。

○水口政府委員 その贈与を受けたり、あるいはその定額の譲渡を受けたその者が非同族であった場合、これは配当還元方式、これが適用になります。

○永末委員 逆の場合にはいろいろな問題が起こるわけですね。非同族の者が同族のものに株を売つた、譲渡した、その場合には、配当還元方式でなくて、いままでの三つのいずれかに該当する評価を受けて、そして差額がありますと、その部分は贈与税だ、こうなりますね。

○水口政府委員 仰せのとおりでございます。○永末委員 世の中経済学の教えるところによりますと、自由経済の特徴は一物一価の法則が貫かれるだろうという前提に立っておる。ところが、この同族会社の株式の評価については一物二価の法則がございまして、これは何ですか。

○水口政府委員 われわれは一物二価であるとは考えておりませんが、先ほどいろいろなお話に出ました、大会社であれば類似業種比準方式、小会社であれば純資産価額方式、こういったような

方式が原則である。それに対して、配当還元方式の方はきわめて特例と申しますか、いきさつを申しますと、昔は配当還元方式のようなやり方はなかったわけでございます。ところが、相続税の財産評価に関する基本通達昭和三十九年に全文改正されました、その際に中に入ってきたものでございまして、なぜこれが取り入れられたかと申しますと、同族会社の中での少しか株を持つていない、そういう人の評価をする場合に、原則どおり純資産価額方式でやるということになりますと、これは非常に手間がかかるわけでございます。わずかに五百株や千株の株のためにそんな

ような手間をかけてやる必要があるだろうかといったわずかしが株を持つていない、会社に対する支配権もなければ影響力もない、ただ配当を受け取るだけであるといったような人に対して原則的な評価をいたしますと、かなり高額になることもあって実情に合わない、いろいろな要望が強いございまして、三十九年に改正をいたしました。こういったものを取り入れたわけでございますが、これはあくまで特例的なものでございまして、原則は純資産価額方式といったようなものであ

る、したがって、一つであるというふうにわれわれは考えております。

○永末委員 先ほど一番当初に租税特別措置法と本則との関係を申し述べましたが、これなんか特別措置みたいなお考えのようでございますが、それなら、非同族から非同族に株を売つた、そして大体五十円のやつを五百円くらいで売つた、こうしますね。しかしその総額は六十万円以上である、それくらいは株を売つた場合に、これは三倍の値段が立っておりますが、これは一割配当の会社ですと額面どおりで売らなければいけません。受けた者はこれどうなりますか、贈与を受け

たことになりませんか。配当還元で計算しなければならぬのですが、その売買をやつた実績は認められるのですか。

○水口政府委員 非同族の者が非同族に売つた場合には、その買った方を中心にして物を考えますので、したがって配当還元方式、これをじかに用いるわけでございます。

○永末委員 配当還元の場合には、一割の配当の会社でございましたら五十円は五十円で売らねばならぬわけですね。ところが今度は、買った方が百五十円で買った。配当還元方式なら五十円で売らねばなりませんね、一割配当ですから。だから、株式を受けた者じゃなくて、おまえは株を売つたという名前で金をたくさんやり過ぎておる、それは贈与だ、売買ではないということ、金をもらつた方、すなわち株を売つた方、これは六十万円以上というところがあつたら、それは贈与だということになりますか、正当な売買行為だということになりますか。

○水口政府委員 ただいまの設例は時価以内でございまして、課税上の問題は起こらないと思っております。

○永末委員 時価以内とおっしゃるのは、すなわち、もしここに純資産価額方式を用いば百五十円以上になっておるから、こういうことですね。

○水口政府委員 そういふことでございます。○永末委員 その考え方の中には、あくまでもあなたの基本通達でつけられた方式、これが本則であつて、配当還元方式などはまさにその特別措置である、それで最初の三つのやり方で決まるのがこれが会社の株の評価であつて、配当還元方式はそうではない、こういう御見解ですか。

○水口政府委員 方式は一つであるというのにはちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、原則の方式がありまして、それに対して配当還元方式という特例的な方式が片すみにある、こういうふうに御理解いただきたいと思ひます。

○永末委員 私は、一つと申したのは、つまり大小と区分されて、最後にそれは大であるか中であるか小であるかによってやられる評価の方法が決まりますから、どれか具体的なものは一つと申し上げた。いずれにしても、方式は三つあるが具体的に適用される方式は一つだから、それが株の

評価である。

そうしましたら、どういふぐあいにそれが使われようとも、もともとその株式はそれだけの価値を持っておるものだというのがあなたの方の判断ですね。

○水口政府委員 そういふことでございます。

○永末委員 そこに問題があるわけです。実際問題として、そういう譲渡なり相続が行われた場合に、だから納税をせよと迫られる。最初大会社の場合を援用して問答したわけですが、流通性が無いというわけですね。市場性が無い。したがって、税務署はそれは受け取らないというわけです。もしその株の評価があなたの方が評価されたように一般社会で認められる値打ちがあるのなら、すなわち、上場株が相場で立ってそれで転々流通するようなくあいに流通しておるなら、問題は無いわけだ。ところが、流通性が無い、市場性が無いからそれはその評価でいいかない。あくまでもあなたの方はこれをその評価で通せとおっしゃる。そうしますとその場合、納税を、たとえば贈与税であればそれは相続税であれ、追られた側は一体どうなるのか。個人の相続の場合には、あるいは個人の贈与の場合には、それが物件であれば売り飛ばして換金して払いますね。これは換金ができない。そこに問題があるわけですか。どうしたらいいですか。

○西野政府委員 いまお尋ねの件でございすけれども、たとえば贈与された財産の場合について、納税を金銭で一時に納めることが困難であるというふうな場合につきましては、担保を提供していただくまで、その贈与税の額を五年以内の年賦で納付することができることになっております。ただ、延納できず金額と申しますのは、納付が困難な金額が限度になっておりました。また、その延納期間中につきましては、年六・六%の利子税がかかるということでございます。

それから、相続税の場合の納付ということでございますが、相続税の納付につきましても、原則といたしましては金銭によって納付をしていただくというところでございすけれども、相続税は財産全体を課税の対象にしておるといふようなところから、物納制度というものが認められておるところでございす。ただその場合に、物納をどういふふうな物件でもってするかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、金銭で納付することが困難であるということが大前提でございす。さらにまた、物納される場合につきましても、その財産につきましては順位がございまして、国債とか地方債、不動産、船舶というのが第一順位になっております。それからその次に、社債、株式、証券投資信託、貸付信託というのが第二順位になっておりました。第三順位に動産が参ります。そういったふうな順序で物納をしていただくとか、そういったふうな形で贈与税並びに相続税の納付をお願いするというところでございす。

くというところでございすけれども、相続税は財産全体を課税の対象にしておるといふようなところから、物納制度というものが認められておるところでございす。ただその場合に、物納をどういふふうな物件でもってするかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、金銭で納付することが困難であるということが大前提でございす。さらにまた、物納される場合につきましても、その財産につきましては順位がございまして、国債とか地方債、不動産、船舶というのが第一順位になっております。それからその次に、社債、株式、証券投資信託、貸付信託というのが第二順位になっておりました。第三順位に動産が参ります。そういったふうな順序で物納をしていただくとか、そういったふうな形で贈与税並びに相続税の納付をお願いするというところでございす。

○永末委員 それはあなたの答えられたのは一般論だ。ぼくの聞いているのは、いま直税部長が答えたように、非上場会社の株の評価はいまのような方法でやって、そしてそれがもう決まりました、こういう話です。そういう価値があると認められるわけだ。それによって納税が発するのだったら、一般の納税者の場合にはいろいろなものがあるかもしれないよ。もしそれが普通の上場株を持つておれば、これは納められませんか上場株で物納します。その評価は時価で決まりますね。ところが、これは上場株でないものだから、いわゆる時価はないわけだ。ところが、法律並びに通達によって時価を計算されるわけですね。そして、実はおまえの相続した非上場株の金額はこれこれだと言ってくるわけだ。それなら納税者の方は、ああそうですか、そんな高いものならこれで納めますと言ったら、あなたの方は受け取らぬというのでしよう。先ほどあなたの言われた第二順位の株式の中に入っていますか。非上場株も受け取るというところですか。

○西野政府委員 非上場株も株式の中には入っているのでもございすけれども、その場合の物納に

当たりましては、管理または処分をするのに不適当であると認められる場合につきましては、その物納申請の変更または却下をされることとございす。この場合の解釈につきましては、売却できる見込みのない有価証券というのがどういったふうなケースに該当するとされておるところでございす。

それで、非上場株式につきましてもの扱いでございすけれども、従来は一律に売却できる見込みのない有価証券というふうに取り扱われてまいりましたために、事実上物納の道が閉ざされておりました。近いような状態になっておるところでございす。しかし、この非上場株式につきましても、将来の売却見込み等を勘案いたしますと、必ずしも一律に取り扱うことは適当ではないのじゃないかということ、相続財産のほとんどが非上場株式でない、さらに金銭による納付が困難である、そういうふうな場合につきましては、将来の売却見込みなどを勘案いたしまして、適当と認められるものにつきましては、その物納を認めることにいたしたい、このように考えております。

○永末委員 非常に重要な御答弁をいただきました。将来の売却見込み等を考えながらというののは、だれがだれに売却するのですか。

○川崎政府委員 物納株式を引き継ぎまして、財務局がもとの縁故者などに売却する場合がありますかと考えております。

○永末委員 いままでの実例によりますと、まず縁故者、すなわち同族が買取りますと言ったら初めて受け取るということですが、いまのお話ですと、それは未来のことであるから、まず受け取る、売れるか売れぬか実はずからぬ、こういうことではないのですか。そこは正確にひとつお答え願いたい。

○川崎政府委員 従来扱いは厳格過ぎると申しますか、やや不合理な点もあつたかと思つたので、国税庁と協議いたしまして改めたわけでございます。

いすけれども、たとえば現在は全然買手がない、縁故者も資力の関係で買えない、しかし買いたい気持ちはあつて将来には買えるであろう、そういったようなものは引き受けるということに改正したわけでございます。

○永末委員 もう少し正確に言つていただきたいのですが、買えるであろうというのはあなたの方の見込みですね。相手方が買いますということをおっしゃるのではありませんか。

○川崎政府委員 さようでございます。

○永末委員 わかりました。大蔵大臣、これは重要な政策の変換でございまして、大蔵大臣にひとつこの際確認をしておいていただきたい。

○村山國務大臣 物納を受ける方の国税庁とそれからそれを引き継いで管理する側の理財局の固有財産を所管する次長が言つておることでございますから、確認しておきます。

○永末委員 きょうの結論は、いままでの政策がより具体的になって、納税者としては喜ぶべきことだと思つた。

最後にもう一つ伺つておきたいのですが、それいろいろな数字、七掛けであるとか、Lの〇・二五、〇・五、〇・七五であるとか、その数字がいわば評価を高からしめている一つの原因であろう。そこで、あなたの方では、株式評価懇談会をつくつて、いろいろとそれの検討をしておられるようですが、いまだんことをやっているのですか。

○水口政府委員 取引相場の無い株式の評価につきましては、国会におきましてもいろいろ議論のあつたところでございす。そこで、国税庁といつたところでも、この通達を改正する必要があるのではないかと、いろいろ学識経験者の方々あるいは利害関係のある方々、そういった方にお集まりをいただきました。去年の年末とことしの二月に二回懇談会を開催いたしました。そこ

きれば今月中にも成案を得まして、通達の改正を行いたい。

その内容でございますが、まだ細かい点は決定しておりませんが、やはり取引相場のない株式の評価に当たりまして、個人の場合とのバランスを崩すわけにはいかない、それは必要でございますが、しかし、株主の中で余り支配権を持たない株主がたくさんおられるわけでございませう。そういう方に余り酷な評価にならないように、その点に重点を置きまして、たゞいま具体的な案を得るよう鋭意研究をしているところでございませう。

○永末委員 いい傾向だと思えます。同族とはいって、株主等の親族とか、その親族と生計を一にする者が同族会社の支配権を持っているわけではございませんので、今月末を目途にしておられることははなはだ喜ぶべきことだと思えます。大体の傾向が定まりましたらぜひひとつ大蔵委員会に報告をしていただいで、われわれの意見も聞いていただいでから通達をつくっていただきたい。右要望いたしましたして、質問を終わります。

○大村委員長 永原総君。

○永原委員 時間が移ろってという言葉をいつも最初につけなければなりませんので恐縮です。お疲れでしょうけれども、しばらくよろしくお願いたします。

きのう、きょう、投資減税の問題あるいは租税特別措置法の問題をめぐりまして参考人の方からいろいろ御意見も伺いました。そういうものも参考にしながら大臣のお気持ちを伺ってみたいと思えます。

一番最初はこの経済不況の中でわれわれの心配するのは雇用問題です。いままで政策の中で職者をなるべく出さないように、企業に抱えさせるように手当てをし、あるいは現実に出てきた職者に対して再雇用を促進させるような助成措置、こういうものがとられてきておりますけれども、現実失業率は二%を超えるような状況で、

百二十六万という失業者が現在にまたにあふれております。また、潜在失業労働力というのが二百万近いのじゃないかというようなことまで言われております。

そういうようなことを考えますと、雇用対策というのは特に力を入れなければならない点であるのは当然のことだと思えます。いまのような過剰労働力を抱えた企業の実態を見ますと、これで本当に労働生産性が上がっていくのだから、こういうように疑問を持ちます。しかし、これを放出したならば大きな社会問題が出るなあとということ、シレンマを感じるわけです。中高年齢層の職者、この人たちは、終身雇用制がとられておる日本の実態にございませうので、なかなか再就職が困難だ、こういうことは否定できない状況になっております。職業訓練で果たしてこの人たちが吸収できるかという、むずかしい問題が含まれておるように思えます。政府が公共事業を増大し、それによって雇用の拡大を図っていくという気持ちはわかりますけれども、そこで拡大される労働力というのは労働の質が違ふ、こういうように思っております。

こういう中で、雇用問題というのはなまやかし問題ではないなどということをつくづく感ずるのですけれども、世界的な同時不況の中で各国ともこの雇用問題には悩んでおり、日本はまだまだ少ないという部類かもしれない。しかしアメリカでは、減税問題がかなり強く訴えられ、また、カーター大統領の政策の中でも雇用促進策として減税問題が論ぜられております。七七、八年中に七年と比較して二%以上企業が増員したときに、一社当たり最高十万人、一人当たり二千二百ドル、こういうような税額控除をする、こういうまことに切った政策に訴えておるわけでありませう。経済規模も違ひます。また税体系も違ひます。そういうことは承知しておりますけれども、この緊急避難というような異常な臨時的な措置をしなければならぬような日本の現況において、こういうような思い切った政策というのを大臣はどう

いうように評価なさるか、お気持ちを伺ってみたいと思ひます。

○村山国務大臣 こういう不況のときに雇用の問題が一番大きな問題であることは、私も永原委員と全く同感でございます。その意味で、公共事業が最も有効であらうと思つてやっておりますところでございます。

ただ、税制で入れるかという問題になりますと、私はどうも、やはり歳出の方でやる方が政策としては適当ではないであらうか。御承知のように、今度の不況業種の場合、それを雇い入れたものにつきましては、雇用保険の方でもつて出すとか、あるいは一般会計からその雇い入れた人に出すということになっていくわけでございます。税でつてやるということはどうしても一律的になつてしまふ。恐らく好況業種の方がずいぶん雇い入れる余地があるんじゃないだろうか。それは結局、好況業種と不況業種のパランスの問題があるだろうと思つてございませう。もちろん雇用政策というものは一つの政策でございませうけれども、どうも感じでございます。これは歳出マターではないだろうか。それとまた、雇用の慣習もアメリカとは違つてございませう。日本は終身雇用制をとつておるわけでございますし、アメリカの方は恐らくその点は、企業が悪くなれば所定の解雇手当を出して、そしてどんどん合理的な減量経営をやっていくという雇用慣習ではないか。そういう違いもあつて取り入れた税制ではなからうか。どうも日本としては、どつちかと言いますと、税制には少しなじまぬような気がいたすのでございませう。

○永原委員 では、その次に進みます。四十三条で原子力発電設備の特別償却、それが五十六条の五で運動しておりますけれども、この廃止の問題は一応納得ができません。五十五条で用済み核燃料の再処理の海外委託の問題が出ておりますけれども、海外投資等損失準備金積み立て、百分の四十というのが損金計算されるようになっておりますが、この中で、きのう東電の副社長を

中心にしていろいろ御意見を承りました。やはりああいふ電力会社が脱石油というふうなことで、東電自体は昭和六十年度には現況の半分は依存度を下げる、二七%まで下げる、そういう中で原子力発電のウェイトが非常に高まってくるというお話がございました。

一方、国の政策として、設備投資を何とか拡大していきたい、その中で特に電力会社に期待する、電力設備の増加に期待するというのが言われておりますけれども、昨日の話では、全体の設備投資が四兆二千億、これは一兆円の繰り上げ発注を入れて四兆二千億というふうなことでございませう。東電が、自分自身は九千四百五十億、これに二千億の繰り上げ発注をしていこうと思つておるというお話もございました。東電自体の消化は大體見通しが立っているのだと胸を張つておりましたけれども、この四兆二千億の消化については立地の困難性ということを非常に訴えておりました。

そういう中で、私も実際に住民に接触いたします場合にまず最初に出てくる問題が、使用済み燃料についてはどうなるだろうか。私、静岡で燃料についても、静岡県民は昭和二十九年、第五福竜丸というのがマリアナで被曝しております。現実に一人死んでおる。そういうふうな現実がございませうので、この放射能に対する危険感というものが非常に心にしみついておるわけです。そういう中で使用済み燃料の問題というのが非常に大きく論議されます。

国の計画で、六十年時点では約三千万キロワット、六十五年では六千万キロワットの原子力発電というふうなことが計画されておるようでございますけれども、これの使用済み核燃料の処理についてが問題だということでも過日私は質問をいたしました。そういう中で橋本資源エネルギー庁長官は、いま五十八年時点までの処理は二千六百七十トン海外に委託契約がしてあるので、それで処理できる、しかし、六十五年時点考えた場合にそれでは処理ができませんので、現在すでに昨年の九月

にフランスと契約を結んだ、さらにいまイギリスと契約を結ぶ交渉中であるというようなお話がございました。これに要する経費が二千五百億、こういうように聞いておりますけれども、それで処理はできるでしょうか、さて、この条文の中で言う内容と関連があるわけですが、昨年九月にフランスと契約ができた、その当事者は一体だれだったのでしょうか、その点について伺いたいと思ひます。

○田中説明員 お答え申し上げます。

わが日本側の当事者は電力会社、つまり東京電力その他日本原子力発電を含めまして十の電力会社でございます。

○永原委員 それは五十五條の別表に出ています「使用済核燃料再処理事業法人」、これを結成しているのでしょうか。

○田中説明員 そのように承知しております。

○永原委員 たとえば五十二年九月にフランスと契約をして、まだ恐らく建設にかかっていないのではないかと思います。実際に二千五百億近い金だということも聞いています。六割は開銀資金を融資していただくようになって、いまお話しのと社で結成する法人、これがこの一千億近い積み立てを一遍にやることのできるのでしょうか。

○田中説明員 まず、先ほど私、答弁の仕方が正確を欠いたかと思ひますが、契約の当事者はそれぞれの個々の電力会社が別々に契約するわけでございます。したがって、英国及びこれからフランスに対して融資を行い、あるいは再処理の料金を支払うという当事者もすべて、それぞれの個々の電力会社が別々に行うことに相なるかと思ひます。

○永原委員 そうしますと、これは主税局の方に伺いますけれども、個々の電力会社をここで言う「使用済核燃料再処理事業法人」、こういうように読んでよろしいでしょうか。

○大倉政府委員 お尋ねは五十五條一項三号の「使用済核燃料再処理事業法人」の定義であると思ひますが、これは先方の法人のことをここで規定いたしております、ただいまの例で申しますと、フランス燃料公社のことになります。

○永原委員 私が取り違えましたので、わかりました。ただ、この中で五十五年の三月三十一日で実際に積み立てが行われるのかどうか、その見通しはどうでしょうか。

○大倉政府委員 これは一般論といたしまして、租税特別措置にそれぞれ期限をつけて、根元の海外投資等損失準備金そのものに期限をつけておりますので、本件につきましても同様の期限がついておられますが、期限到来のときにこの制度全体をどういたしますか、そのこととの関連で適当な処理を見つけてまいりたいと思ひます。

○永原委員 いまのお答えで、今後問題が出てこようと思ひますけれども、解決を図っていただきたいと思ひます。

次は、ちょっと余談になるかもしれませんが、放射線物質、低レベルの廃棄物、これがドラム缶で非常にたくさんたまっている。これが住民に対して非常に心配、不安感を与えるというようなことで、どういう処理計画かということを通日伺いました。未処理分が約八万本あるというふうなお話だったので、翻って考えてみますと、敦賀の日本原子力発電所が運転開始したのが四十五年の三月十四日、もうすでにまる八年近い日を経過しているわけですね。それから十三の軽水炉の原子力発電所が運転しております中で、八万本というふうなものがあったら、どうしているのでしょうか、この処理について、どういうふうなものがたまたまたまたま五十四年に海洋試験投棄をやるというふうなお答えが、この前ありましたけれども、なぜこのようにおくれたのか、そういう点についてお答えいただきたいと思ひます。

○早川説明員 原子力委員会といたしましては、

五十四年から海洋投棄を試験的にやってみようという方針でいま進んでいるわけでございます。先生の御指摘をいただきましたおかげで、これはないかということ、実は、海洋投棄の問題については非常に慎重を期したい、同時に、原子力発電所にたまたま非常に低い放射能の放射性廃棄物については、現在発電所の中で十分保管、管理ができるという前提に立ちまして、廃棄物処分につきましては、海洋処分を行う候補地域のいわゆる海洋の環境調査を十分にやる、同時に、固体の海洋投棄を進めますので、その健全性の試験を十分やるというステップを踏まして、その上でさらに安全評価をしていこう、その上で海洋試験投棄をやってみようというところで、五十四年に来ているわけでございます。同時に、本海洋投棄の問題につきましては国際的な問題もござい

ます。これはIAEAの勧告ですとか、あるいはOECDの原子力機関の問題、こういうところいろいろ実績も踏まえておりました、こういう実績も十分踏まえていきたいと思います、慎重を期したいというのが現在の姿勢でございます。

○永原委員 使用済核燃料の処理の問題、あるいは低レベルといつても、原子力の問題というところは非常に高度の技術に属しますので、科学になじまない地域住民にとっては非常に危険なものに思えてならないわけですね。これについて安全だといふような説得が非常にむずかしい。しかも、きのうも東電の方で話をしておりましたけれども、現実にこの説明をするのは企業と住民の間でなされる。大企業に対する不信感というのは、どうしても住民にはあるんですね。そういう中で、企業側の説明だけではなかなか納得しない。やはり国の方も積極的にこの事に当たって、安全だといふようなことについてはPRを特に徹底していただきたい、こういうふうにお願ひいたします。

次に移りますが、大臣には少しお聞きいただき、次で恐縮ですが、この原子力発電所に関する通しして電源三法の交付金の問題がござい

うなお話はございますけれども、立地する町村は、財政的に非常に貧弱な町村が多いわけですね。生活関連施設についていろいろこの交付金の使途が限定されつつ、その建設費に充当されるというふうになってまいります。ところが、この建設費だけでは問題があるわけですね。いろいろ施設ができて、それを維持運営していくのに金がない、こういうふうなことに、いろいろのものが使えるようにしたらどうか、こういう質問をしてみたいわけですが、資源庁の長官は、基準単価を引き上げ、対象施設も拡大する、交付時期の繰り上げを行う、それから、地元の要望に沿うように各省と調整をしていきたいと思います、すべて行政べースで考えられてまいります。

たとえばこういう運営費について、特別な財政需要になるじゃないか、だから、もしも交付金が本当に建設費だけに限定されてしまふのであるならば、こういう特別な財政需要を補うために、大規模債権資産の基準財政収入額算入をこういう地域だけでも外せないだろうか、こういう提案をしますと、自治省は、これは一般的な問題に波及するのでできない、こういうお答えになってしまふわけですね。しかし、こういうようなものを何か前進する方向で考えまさんと、国が非常に設備投資などを期待して、また電力需要からしてもぜひひつ

くならなければならない、こういう原子力発電所が進展しない、こういう事実をわきまえていただきたいと思ひますし、これは大蔵大臣の政治的な判断で、こういうものに何かできないものかどうか、お考えを承りたいと思ひます。

○村山国務大臣 これは御承知のように、電源開発促進税ですか、税の方は大蔵省の所管であるわけでございますけれども、その交付の方は、実はあれは目的税でございます、いわばその基地にできるまでの間、固定資産税相当額のようなものを交付金で出そうじゃないかということ、しかもたしかあれをつくるときに、住民にみん

まいてしまったんじゃ何にも残らないから、公共施設のようなものにしてしようということ、出す方の会計の所管はたしか通産大臣じゃないかと思っ
ているわけでございます。御意見のほどは十分伝
えておいて、そして何かいい知恵があるかどうか、
私から通産大臣によく伝えておきたいと思いま
す。

○永原委員 ぜひよろしく願います。
原子力発電所のことばかり言って恐縮ですが、
でも、国の五十年代前期経済計画についていろ
ろ読み進んでいただくと、やはり原子力行政の体
制が十分でないかと率直に反省していらっしや
るよう受け取れます。原子力行政体制の改善、
強化を図るといふようなことが言われておいま
すけれども、こういうことについて過日河本通
産大臣は、内閣全体の問題だからどうして解
決しなければならぬ、ぜひとも内閣挙げてこ
れに取り組みたい、こういう話は抽象的にござ
います。

しかし、なかなかそれは納得がいかないの
です。現実には原子力発電所が立地している
地域、広大な土地は、大部分農地がつぶされ
ておられます。そういう人たちが、建設期間の
六、七年の間は臨時な雇用が可能でしよ
うけれども、それが終わったときの自分たちの
職業がどうなるか、雇用の場がどうなるか、
こういうところに非常に不安感を持つわけ
です。また、港とか道路とか河川とか、いろ
いろつくっていただきたという要望が出てま
います。こういうものについて、通産省にいら
っしゃる立地企画官、こういう方が、中央の出
先機関を集めながら意見調整を、一生懸命
努力していらっしやる姿はわかります。

しかし、現実問題はどうかというところ、
道路にしても、河川にしても、あるいは港灣に
しても、国はそれぞれ長期計画を持っていら
す。長期計画の中でこれをこなしていこうとし
ますので、これではどうして地域住民の希望
に沿うような事業の進捗は見られませんか。
そういう中で、私一つ例を申し上げたいので
すけれども、たとえば芦浜、これは立地が困難
で中

電が難渋しているところ、こういう地域へ
行ってみますと、あそこには二百六十号とい
う国道が通っておりますが、二十年間かかっ
て十八キロ改良舗装されただけ、まだ五十
キロというものが未改良、未舗装になって
いるわけですね。こういうものについて、改
良舗装を至急やっていたら、漁業者も市場
に近くなる、地域の発展にもつながるので
わかれれば陳情を続けているのだ、し
かし建設省に行けば、長期五カ年計画の中
に入っていないということ、これはどうして
自分たちが賛成できようか、この問題一つ
とってみても、もっと国が総力を挙げて取
り組む姿勢が必要だ、こういうことを訴え
てまいります。

そういうようなことについて、総合計画の
ようなマスタープランをおつくりになるとい
うことは伺いましたので、ぜひ実現して
いただきたと思います。また、各々が力を
合わせなければ、期待どおりの原子力
発電所は進展しない、こういうふうに思
うわけですね。いま村山大臣がお話
いただきましたので、解はいたしませうけれども、原子力関係の
閣僚会議で、財政を担当していらっしやる
大臣ですから、こういうものの推進につ
いてぜひバックアップしていただきた
い、お骨折りをいただきたい、特別に
お願いしたいと思います。よろしく
お願いします。

○村山国務大臣 いま原子力の問題はな
かなか大事故な問題でございまして、
今後のエネルギー政策の恐らく中核
をなす問題だと思っております。ご
ざいます。
交付金の交付につきまして、従来
いろいろな問題がありまして、整備計
画そのものがどういふものをつく
っていいかわからぬというよう
なことでございまして、今度通産
省の方でそのマスタープランのよ
うなものをつくって示すという
こととございまして、私たちが
その進捗を期待しております。こ
れらとございまして、いま永原
委員からあります。促進方に努
力するつもりでございます。

○永原委員 ありがとうございます。よろしく
願います。
次に、登録免許税、政策減税だと思
いますけれども、非常に細かいこと
で恐縮ですが、この背景にあるもの
について伺いたいのです。
七十五条の二、正看、准看の養成
施設の保存登記あるいは移転登記、
これがそれぞれ五割アップにな
っています。これは医科大学建設
などに絡みまして、また一般の医
療水準の向上もありまして、看護
婦が足りないということから、そ
ういふ政策に基づいてつくられた
減税措置ではないかと思いが、厚
生省に伺いますけれども、この
看護婦の養成状況というのはい
体どういふようになっているの
でしょうか。

○都築説明員 お答えいたします。
看護婦の不足を計画的に解消す
るために、昭和四十九年を初年度
として五カ年計画を立てまして、
看護婦の養成力の拡充、処遇の
改善等を図っておりますので、
昭和五十三年には約四十九万人
を見込んでおるところでございます。
○永原委員 現実問題として、
それで十分間に合うのでしょうか、
目的を達成したと言えるかどう
かを伺いたいです。

○都築説明員 お答えいたします。
五十一年には就業者が約四十三
万四千でございまして、この五
カ年計画を一応は計画どおり達
成していると考察しております。
○永原委員 ですから、目標は
達成しつつある、看護婦の養成
は一応目標どおり進んで充足さ
れているというふうに判断して
よろしいでしょうか。

○都築説明員 たいへんあります。五
カ年計画に沿って、ほぼ達成され
ていると考えております。十分
であるかどうかというについては、
今後の労働条件の改善、それから
医療の向上、改革等、そういう
ことを踏まえていかなければなら
ないかと思いが、ただいまのこ
ろ、看護婦需給五カ年計画につ
いては、一応その数を満たしてい
ると考えております。

○永原委員 なかなかはっきりした
お答えでないと思うのです。二・八
体制などを考えますと、現在の
看護婦でもまだ足りない、これ
が現実ではないでしょうか。そう
いう中で私は、こういうような
税の額がどういふことではな
く、やはり背景にあるもの、本
当に目的を達したかどうか、
それを見て手を付けるべきでは
ないかというところを申し上げ
たいわけですね。

次に移ります。七十六条で、未
墾地買収されたような方々に代
替国有地を売り渡す場合の保存
登記、七十七条で、農業委員
会のあつせんによつて農地の
交換をしたような場合の移転
登記、それと農業経営規模を
拡大し、農地の集約化を図る
ために設けられた七十七条の
三の措置、こういうものを見
ますと、これが今度は五割増
というふうなことになるよう
ですけれども、七十六条は、
ゼロから千分の一、千分の三
という新しい税率が課せられ
るようになるようですが、一
体農林省はこういうふうな
ものについてどうお考えにな
っているか伺いたいです。

○若林説明員 お答えいたします。
農政推進の立場からいたしま
して、法制度あるいは財政金融
措置等とあわせまして、必要
な税制上の特別措置を講じて
まいるといふことは大変重要
な課題だ、このように認識
しております。従来から種々
努めてまいりましたところ
であります。五十三年度にお
きます農地関係の税制措置の
検討に当たりますと、新たに
発生しております政策上の種
々な課題に税制上どう取り
組むかという検討をいたしま
して、一方において、新たに
御審議いただいておりますが、
農地の生前贈与を受けた農
業者が猶予措置を講じていた
だいておられること、これが、
さらに孫に経営移譲していく
という場合に、使用収益権の
設定をしまして、引き続き贈
与と税の納税猶予の措置が
継続されるよう、さらには相
続税につきましても同様の措
置が講じられるように積極
的に講じてまいりたいと思
います。

た一方で、いまお話がございました農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域の中で、極力規模拡大等農地の有効利用を図ってまいるといふ観点から、実は現況が山林原野でありましても農用地として開発するのが適当だといふような土地につきましても、これを農地と同様に登録免許税上の特別措置の適用ができるように拡大したいといふようなことを購じながら、他方におきまして、税制上の合理化を促進するといふような観点等から見まして、実際件数、金額などの実績を見て、農政上、農政推進の面からそう悪影響がないだろうといふような部分につきましては、全体の均衡ある税制の合理化といふ点もあわせ考慮して、これを今回、従来の特例措置の水準を御質問のように引き上げるといふことをあわせ購じて、総合的な農地税制上の改善合理化を図った、こういふわけでございます。

○永原委員 針小棒大に言うつもりはありませんけれども、いまの農業政策をいろいろ拝見して、去年の福田総理の施政方針では、農民に対して誇りと生きがいを与えるといふような言葉が使われ、総合自給力を高め、体質を改善するんだといふことが強調されました。しかも、国政の基本方針にこれをいふようなことを言われて非常に張り切っていたわけですが、一体本当に誇りと生きがいがあるのかどうか、こういうことに疑問を持ちます。中川農林大臣に伺いますと、これは国民に食糧を自給率を高めて供給するといふのが誇りであり、安定して供給するのが生きがいだ、こういうふうにお話しになりました。

しかし現実を見ていくと、農業の実態というのは、体質が改善され、よくなっているとはなかなか思えないのです。減反政策などに一つの例が見られますけれども、ああいう措置をせざるを得ないような状況の中で、本当に農業所得によって生活改善が行われているかというところ、そういう状況で、中核的な労働力を確保するといふようなことで少しづつ成果が上がっているようなお話がございましたけれども、たとえば農業高等学校を

例にとつてみますと、実際に卒業して農業につく者、これは現在大学に入っている者まで含めてですけれども、昭和五十年に三〇・三％、五十一年に二九・五％、五十二年に二八・六％、だんだん減ってきているのです。こういう中で、本当に誇りと生きがいを持ったような農業ができるか、こういうことについて私は非常に心配するわけなんです。

いろいろいまスクラップ・アンド・ビルドでもって、スクラップの方もあるかわりにビルドの方もあるといふような内容のお話がございました。私は、額の問題ではなくて、やはり背景にある情勢を見ながらこういうものに手をつけるのが本当ではないかという気がしてしょうがないのです。

中小企業につきましても、不況の中で今度は、集団化を図るにつれて建物軽減の対象になってきたのは前進だと思えますけれども、土地の面についてはいろいろ問題がございます。それぞれ一件の額にすれば二百円だ、三百円だといふようなことで大したことはない、こういうことになるとすると、これは考え方の相違かもしれませんが、私は問題だと思ふのです。やっぱり背景のことをよく考えてこういう改正には手をつけるべきではないかと思ふのですが、主務局長いかがですか。

○大倉政府委員 おっしゃる御趣旨は、私どもの方も理解できるつもりでございますが、ただ私どもの立場から申し上げまして、やはり五十一年度以降、政策税制につきましてもは縮減、整理という方向で全体を処理させていただきたいということを関係省庁にお願いしております。もちろんその政策効果なりあるいは政策目的といふものを一々吟味いたすわけでございまして、政策目的をそのまま認めていけばこそ存続という措置をとるわけでございますが、しかしそれにしまして、やはり政策税制によるフェーバーの幅といふものは漸次縮減をさせていただきたいということを終始お願いしておるわけでございまして、今回の登録免許税関係の軽減措置の縮減につきましても、延長

すべきものは延長いたしておりますが、やはり漸次そのフェーバーの度合いは縮めていくということと、全体としての他の企業関係への特別措置などとの整合性も持たしていただきたいということ、関係省庁と十分協議を尽くしました上で現在のような御提案を申し上げたわけでございます。

○永原委員 いろいろ御努力いただいておりますので了解いたします。

十条の二、投資減税の関係ですけれども、これは一年限り、いろいろ前倒し効果を期待なさっているように承っております。しかし、昨日のいろいろな参考人の意見を伺いまして、これによって大きな前倒し投資が行われるようには余り受け取れません。しかし、一年限りでやっていたらばどれだけの成果があるかということには疑問を持ちますけれども、ことしはとにかく設備投資に力を入れよう、こういう方針のもとでこういう一年限りの措置がとられておりますが、仮に七％ことし達成できたとして、やはり来年については福田総理は、七％に近い六％の成長を期待するようにお話しになっております。今度は、来年はこういう設備投資に期待しないでも、仮にここで七％を達成できれば、来年は設備投資に期待しないでもいいとお考えなのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○村山國務大臣 いままでいろいろな議論が行われておるわけでございますが、ことしはむしろ設備投資は年の後半から少し出てくるぐらいのところ、やはり本格的な設備投資はむしろことしの後半以降降年じやないか、こういう大体見通しのようでございます。だから、そのきつかけをつくるというところが一番大事であり、そういう意味で今度一年限りやらしていただく、こういうことでございます。

○永原委員 議論が分かりますので、これもこの程度にしておきます。

実は、四十条の四第一項、地域指定の問題が政令に譲られておりますけれども、どういふ国あるいは地域を予想なさっているのか、この点を伺いたいと思ふます。

○大倉政府委員 法律の表現としましては、できるだけ実質的な思想がはつきり出るようにということと、法制局に審議をお願いしたわけでございますが、そこにごさいますように、その法人の税負担がわが国に比べて著しく低いということ、それを踏まえて税制回遊を防ぐことを防止しようといふ趣旨でございます。

具体的に政令、さらには個別指定の段階に移りますときに、簡単に申しますと三つのタイプを考へておりました。一つは、そもそも法人税に相当するような税金を全く持っていないという国ないし地域でございます。これはやはりまず指定の対象になる。具体的にはたとえばバハマのような地域、これは国と申すより地域と申した方がいいのかもしれないが、これは指定の対象になると思ひます。

それから第二のグループといたしまして、特定の所得に対しては法人税を課さないといふようなシステムの国あるいは地域がございます。今回の立法趣旨から申しますと、非常に国際的な業務を行う子会社につきましては、その地域に看板をかけて本店がありましても、その地域から見て外国になる部分、国外になる部分については法人税を課さないといふような仕組みがございます。そうしますと、国際的業務につきましては、そういう地域に本店を置いた子会社を置きますと、実際はもうけがありましてもその地域では取られないで済んでしまうということになります。そういうものもこれは指定の対象に取り入れるということとを予定いたしております。これはたとえバハマのような国がこれに該当してまいらうと思っております。

それから第三には、法人税はある。あるけれども、その税率が低い。したがって、そのまま留保しておいて再投資をすることが有利であるといふ状況でございます。これはその「著しく低い」といふ概念で規定をして、政令、個別指定に移つてまいらうといふことを予定いたしておりますが、そ

の「著しく低い」という考え方は、通常はほかの法律用語の例によりまして、大体半分という用例でございまして、御承知のように、日本に本拠を持っております場合の法人関係税の実効税負担が現在四九・四七%でございまして、大体その二分の一ということで、実効税率で二五%程度以下になっておる国を指定することを考えております。これは具体的には香港がその例に入っておりますかと思ひます。

○永原委員 最後に、これは通告してないことで恐縮ですけれども、大臣がこの前じっくり私の質問を聞いてくださいましたソーダ工業の問題です。こういうようなソーダ工業とか、あるいはアルミなど非鉄金属の工業については、電力の多消費型になっているものでございまして、こういうものが、たとえばソーダ工業ですと、塩は、これは専売公社を通して自分で価格がどうも操作できない段階です。電力も、これも自分で幾ら企業努力をしてもどうにもならない。そういう中で、行政指導を受けて、それに従って非常に苦しんでいるという現実が片方にありますけれども、こういうものは租税特別措置で何か救う道はないかどうか、その辺いかがでしょうか。

○大倉政府委員 私ちょっと前回の永原委員の御質問、何かの都合で伺っていなかったのかもしれない、ちょっととんちんかんなことを申し上げることにしまして、まあおもしろいかもしれませんが、おっしゃいますように、非常に収益的に困っておるといふ状態でございますと、遺憾ながら税ではなかなか手の打ちようがない。もうけがないところに税でうまく処置をするということは、なかなかいい知恵がないということだけは申し上げられるかと思ひます。

○永原委員 遅くなりました。ありがとうございます。

○大村委員長 次回は、来る十日金曜日午後五時三十分理事会、午後六時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時二十九分散会

大蔵委員会議録第九号中正誤

ページ 段 行 誤

正

三六 三 五 ケースを持って 計数を持って

昭和五十三年三月二十四日印刷

昭和五十三年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W